

笠間市告示第 5 3 号

平成 2 1 年第 1 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 2 1 年 3 月 2 日 (月)

2 場 所 笠間市議会議場

平成21年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月 2日	月	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
3月 3日	火	休 会	議案調査 〔議案質疑通告締切（午前中）〕 〔一般質問通告締切（午前中）〕
3月 4日	水	休 会	〔議会運営委員会開催〕
3月 5日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託
3月 6日	金	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
3月 7日	土	休 会	
3月 8日	日	休 会	
3月 9日	月	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
3月10日	火	休 会	議事整理
3月11日	水	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月12日	木	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月13日	金	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月17日	火	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月18日	水	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔全員協議会開催〕
3月19日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会

平成 2 1 年第 1 回
 笠間市議会定例会会議録 第 1 号

平成 2 1 年 3 月 2 日 午前 1 0 時 0 0 分開会

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	姥	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老	澤	勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小	園	江	一	三
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老	澤	勝	男

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	塩 田 満 夫 君
総 務 部 長	深 澤 悌 二 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 次 長	植 木 敏 夫 君
会 計 管 理 者	仲 村 新 一 郎 君
笠 間 支 所 長	光 又 千 尋 君
岩 間 支 所 長	横 田 文 夫 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	高 野 幸 洋
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 1 号

平成 2 1 年 3 月 2 日 (月 曜 日)

午 前 1 0 時 開 会

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 会 期 の 決 定 に つ い て

- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について
- 日程第6 施政方針について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第8 議案第3号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第4号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
 議案第6号 笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
 議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
 議案第11号 笠間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 日程第13 議案第12号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第17 議案第16号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 日程第18 議案第17号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第19 議案第18号 土地の取得について
- 日程第20 議案第19号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
 議案第20号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第21号 平成20年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）
 議案第22号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 議案第23号 平成20年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第24号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第25号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第26号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第27号 平成20年度笠間市立病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第28号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第4号)
- 議案第29号 平成20年度笠間市友部水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第30号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第31号 平成21年度笠間市一般会計予算
- 議案第32号 平成21年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第33号 平成21年度笠間市老人保健特別会計予算
- 議案第34号 平成21年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第35号 平成21年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第36号 平成21年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第37号 平成21年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第38号 平成21年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第39号 平成21年度岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第40号 平成21年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第41号 平成21年度笠間市笠間水道事業会計予算
- 議案第42号 平成21年度笠間市友部水道事業会計予算
- 議案第43号 平成21年度笠間市岩間水道事業会計予算
- 議案第44号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について
- 日程第6 施政方針について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第8 議案第3号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第9 議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特別条例の一部を改正する条例について
議案第6号 笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第11号 笠間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 日程第13 議案第12号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第14号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第17 議案第16号 指定管理者の指定について（笠間グラインガルテン）
- 日程第18 議案第17号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第19 議案第18号 土地の取得について
- 日程第20 議案第19号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
議案第20号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 平成20年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）
議案第22号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第23号 平成20年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第24号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第25号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第26号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第27号 平成20年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
議案第28号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）
議案第29号 平成20年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）
議案第30号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第31号 平成21年度笠間市一般会計予算
議案第32号 平成21年度笠間市国民健康保険特別会計予算
議案第33号 平成21年度笠間市老人保健特別会計予算

- 議案第34号 平成21年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号 平成21年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第36号 平成21年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第37号 平成21年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
議案第38号 平成21年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
議案第39号 平成21年度岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
議案第40号 平成21年度笠間市立病院事業会計予算
議案第41号 平成21年度笠間市笠間水道事業会計予算
議案第42号 平成21年度笠間市友部水道事業会計予算
議案第43号 平成21年度笠間市岩間水道事業会計予算
議案第44号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計予算

午前10時00分開会

感謝状の伝達

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

定刻でございますので、本会議を開催したいと思います。会議に先立ちまして感謝状の伝達を行います。

茨城県市議会議長会会長から、24番石崎勝三君に対し感謝状が贈呈されましたので、伝達を行います。

恐れ入りますが、石崎勝三君には演壇の前の方までお願いいたします。

議長（市村博之君）

感謝状

前笠間市議会議長 石崎勝三殿

あなたは、本会の運営と地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに感謝状を贈呈して、深甚な謝意を表します。

平成21年1月21日

茨城県市議会議長会会長 伊藤充朗（代読）

〔感謝状授与・拍手〕

議長（市村博之君） 以上で、感謝状の伝達を終わります。

開会の宣告

議長（市村博之君） それでは、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（市村博之君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、26番常井好美君、27番海老澤勝男君を指名いたします。

会期の決定について

議長（市村博之君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月23日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきたいと思います。

委員長海老澤勝男君。

〔議会運営委員長 海老澤勝男君登壇〕

議会運営委員長（海老澤勝男君） 命によりまして、議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、2月23日午前10時から、委員会室におきまして、平成21年第1回市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおりでございます。本日から3月19日までの18日間といたします。

初日の2日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案等の説明を受けた後、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

3日、4日は議案調査等のため休会とし、5日は、議案質疑を行い、各常任委員会への付託、さらには予算特別委員会の設置、付託となります。

6日及び9日は常任委員会を開催するため、また10日には議案整理のため、さらに11日、12日、13日の3日間は予算特別委員会のため、本会議を休会いたします。

16、17、18日の3日間は一般質問となります。

最終日の19日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

なお、ここで会議の開始時刻の変更につきまして報告いたします。

会議の開始時刻は、会議規則で午前10時からとなっておりますが、3月19日は市内小学校の卒業式のため、会議開始時刻を午後2時といたします。

以上で、報告を終わります。

議長から議員各位にお諮りを願いたいと思います。

以上です。

議長（市村博之君） お諮りいたします。

ただいま委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま議会運営会委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（市村博之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、昨年12月の定例会において議決された地方議会議員年金制度に関する意見書、並びにJR不採用事件の早期解決を求める意見書については、12月19日をもって衆参両院議長並びに各関係大臣等へ送付いたしております。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を要請した者及び議会事務局職員の出席者は、別紙の資料のとおりであります。

請願陳情について

議長（市村博之君） 日程第4、請願陳情について議題といたします。

今期定例会に提出された請願陳情につきましては、文書表を付して、その写しをお手元に配付いたしております。これら請願陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

議長（市村博之君） 日程第5、これより茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

この選挙は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、各市議会において議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、広域連合議会議員に鈴木貞夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました鈴木貞夫君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、鈴木貞夫君が茨城県後期高齢者医療広域連合組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました鈴木貞夫君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

施政方針について

議長（市村博之君） 日程第6、施政方針について市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成21年度の一般会計を初めとする特別会計の予算並びに関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の市政運営についての基本的な考え方と主要施策などについて所信を述べさせていただきます。

平成18年の3市町合併後、私が市政のかじ取りを託されてから、平成21年度で4年目を迎えようとしています。これまで、議員各位、そして市民の皆様には市政運営にご理解とご協力を賜り、改めて心から感謝申し上げます。

この間、議会での審議を通じてさまざまなご意見、提言をいただきながら、行政施策を推進してまいりました。私は、就任以来、「公平、公正なひとつのまちづくり」「住民との対話、連携協働」「開かれた市政、情報公開」「行財政改革の断行」を理念として、「笠間市」のまちづくりに取り組んでまいりました。

特に、新市の一体感を醸成する事業として、3地区を結ぶ幹線道路や都市基盤である駅舎の整備を推進するとともに、地区バランスを考えた施策の展開と制度や料金、そして団体の統一などを進めてまいりました。

また、市長就任時から、毎年さまざまな形で市政懇談会を開催し、市民の意見を率直に受けとめ、少子化対策や福祉施策など、笠間市独自の施策を展開するとともに、行政と市民による協働のまちづくりを推進するため、指針づくりを進めております。

さらに、パブリックコメント手続制度の積極的な活用や施策決定時の公開、入札結果や交際費等の公開など情報公開を進め、さらには行財政改革大綱に基づき指定管理者制度の導入や民間への業務委託、補助金の適正化、職員の定数削減など行財政改革に積極的に取り組んできたところであります。

今後も、「笠間はひとつ」を合言葉に、公平、公正な行政、住民との対話を基本としてまちづくりに取り組んでまいります。

さて、昨年のアメリカに端を発する金融危機は、世界規模の経済金融危機に発展し、急激な円高や株価の大幅な下落により、我が国の実体経済のみならず、国民生活に対して戦後最大の影響を及ぼしております。とりわけ経営基盤の脆弱な地方の中小・零細企業や国民生活など、地域経済への影響は非常に深刻な状況となっております。

国政においては、国会のねじれ現象の中、いまだに有効な手だてがとれない状況となっており、地方自治体、国民生活に大きな影響を及ぼしております。

アメリカでは、オバマ大統領が第44代大統領として就任しました。建国以来初めて黒人大統領が誕生したことに、新時代への大きなうねりを感じます。「変革」を掲げる大統領への期待は大変大きいものがうかがえます。オバマ大統領は、さまざまな試練に対処するため、「新たな責任の時代」を迎えたとも強調し、国民が国家や世界に「喜んで責任を持つ」ことを呼びかけました。

私も、地方自治体を預かる一人の首長として、責任を持って行政運営を行ってまいります。

次に、昨年度の笠間市の状況についてご説明を申し上げます。

このような厳しい社会経済状況の中、私は、昨年の原油高騰時において、県の事業と連携を図り、原油肥料等高騰対策事業を新たに設け、施設園芸農家9件への支援を行いました。また、昨年度末からの企業業績の悪化から、派遣社員や期間従業員などの契約解除による失業が大きな社会問題となっており、市としてもこの雇用問題にいち早く対処すべく、臨時職員の募集を始めるなど、スピード感を持って対応をいたしました。

施策につきましては、デマンドタクシーかさまの運行、大古山橋の開通、市民センターいわまの開設、岩間駅周辺整備の着工や都市計画マスタープラン、観光振興基本計画の策定、そしてレジ袋の有料化など、ハード・ソフトの両面で市政の骨格となる基礎づくりを行ってまいりました。

また、重点施策として、新たな雇用創出と地域活性化のための企業誘致支援対策、保育料軽減事業や子育て支援センターの開設など、子育ての負担軽減を主とした少子化対策に取り組んでまいりました。

次に、地方自治体の抱える課題についてご説明を申し上げます。

地方自治体を取り巻く状況は、少子高齢化社会の進行、高度情報化、環境意識の高まり、住民ニーズの多様化など、大きく変化をしております。これらに柔軟に対応し、着実に前進を続けるためには、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築が必要不可欠であります。

今後、景気低迷に伴う税収減が見込まれる中、一層効果的・効率的な行政運営と歳出構造の改善を図り、市民ニーズに沿った行政施策に取り組み、次世代への責任を果たしてまいる所存であります。

次に、新年度の施政方針の考え方について申し上げます。

新年度は、昨年に引き続き総合計画の基本計画、実施計画をもとに重要事務事業を定めましたので、この重要事務事業に視点を置いて取り組んでまいります。

中でも、昨年に引き続き少子化対策としての「かさまっ子プロジェクト」と、新たに農業施策としての「クラフト農業プロジェクト」に力を入れてまいります。

まず、少子化対策に関しましては、全国的な傾向として、少子化による人口減少が続いております。本市においても、平成18年は出生は669人、死亡は764人でありましたが、平成20年には出生が546人に対し死亡848人と、大きく死亡が出生を上回り、人口はこの2年間で624人減少しております。この減少に歯どめをかけ、若者を中心とした人口の定住化を図り、魅力ある笠間市とするために、少子化対策を重要事務事業に位置づけ、保育料の軽減事業など推進をいたしました。新年度は、電話による24時間年中無休体制での健康・医療相談、医療機関情報提供などの各種健康相談業務を行う「かさま健康ダイヤル

24」事業を導入し、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

次に、笠間市の農業は、県内特産物の出荷量で、梅が1位、菊が2位、栗が3位と上位にランクされていますが、農産物の価格低迷、農業従事者の高齢化、遊休農地の増大に伴う耕地の荒廃など多くの課題を抱えています。

これらの課題に対処するため、クラフト農業プロジェクトとして、経営安定化農業、環境保全型農業、地産地消、グリーンツーリズムの各方面から農業施策を展開し、農業者の支援と笠間の特徴を生かした農業の振興を図ってまいります。

次に、予算編成方針についてご説明申し上げます。

現在、100年に一度とも言われております経済金融危機の渦中において、国は「生活防衛のための緊急対策」に基づき、地方財政対策として、「地域雇用創出推進」「生活者の暮らしの安心」「地方の底力の発揮」などの事業を進めることにしております。

このような状況の中で、平成21年度の予算編成に当たり、歳入においては、昨年に引き続き地方交付税算定の特例分、県補助金の合併特例交付金、合併特例債などの合併支援措置を有効に活用するとともに、雇用対策のため、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金及び緊急雇用創出事業補助金を新たに予算計上いたしました。

市の財政状態を見通した場合、歳入において、市民税の個人分については団塊の世代の大量退職、固定資産税については評価替えによる減少が予想され、法人市民税については、世界的な経済不況により先が見えない状況となっております。

また、さらなる地方分権により国・県の補助金の廃止、縮小、地方交付税については、地域雇用推進費が2年間の暫定措置として新たに基準財政需要額に算入されることとなりましたが、合併支援措置期間の終了などにより減少していくことが予想されます。

一方、歳出面では、放課後児童クラブの一部や自校方式の学校給食調理業務の一部などの民間委託、行政組織機構の見直しや組織のスリム化による経費の削減を図るとともに、まちづくり特例市としての農地法、都市計画法、中小小売商業振興法などに係る事務の一部について権限移譲を受け、市民サービスのより一層の向上に努めてまいります。

平成21年度の一般会計予算は、総額266億200万円であります。特別会計につきましては、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の7会計に岩間駅東土地地区画整理事業特別会計を加え、予算総額174億2,180万円であります。

企業会計予算につきましては、病院事業会計、笠間水道事業会計、友部水道事業会計、岩間水道事業会計、工業用水道事業会計の5会計で、予算総額33億4,665万2,000円であります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせた平成21年度の予算総額は473億7,045万2,000円で、前年度と比較すると11億5,423万4,000円の減でありまして、繰上償還を除いた実質的な予算総額は、前年度比較で3,959万円減の457億2,805万5,000円

となっております。

市債については、平成19年度決算による実質公債費比率が13.5%となっており、借り入れに当たっては、急激な実質公債費負担比率の上昇を招かぬよう、合併特例債を初め、地方交付税で措置されるものを有効活用しながら、文化交流都市を目指し、限られた財源で重点的かつ効率的な予算の配分を行うとともに、節度ある財政運営に努めてまいります。

続きまして、主要な施策の概要について、総合計画の将来像を実現するための6つの柱に従って述べさせていただきたいと思っております。

初めに、「広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり」についてご説明を申し上げます。

まず、都市計画マスタープランであります。市では、平成19年度から20年度にかけて、20年後の都市の将来像や土地利用の方針などを示す都市計画マスタープランを策定してまいりました。今後は、市民、事業者、行政が連携し、協働によるまちづくりを推進してまいります。

北関東自動車道は、昨年12月に東北自動車道より東側の全線が開通いたしました。既に栃木県、群馬県などからの広域交流が活発化してきており、笠間市にもより多くの人々が訪れてくれるようPRに努めてまいります。

今後は、東北自動車道西側も含めた早期全線開通に向け、関係機関に働きかけてまいります。

また、昨年の笠間パーキングエリアの供用に合わせ、パーキングエリアの隣接地に、高速道路利用者と笠間市民との交流や笠間の観光資源のPRなどのイベントができる広場を設置いたしました。今後は、この広場とパーキングエリアとの一体的な活用を図ってまいります。

国・県道の整備であります。国道50号は4車線化予定区間の一部整備が残されており、早期整備を働きかけてまいります。また、国道355号は、笠間バイパスの計画的整備と岩間バイパスの早期供用開始に向け、さらに都市計画道路宿大沢線、岩間インターと茨城空港を結ぶ県道上吉影岩間線についても、用地取得の支援を行うなど、早期完成に向けて事業を促進するとともに、今後とも国、県などに対して要望活動をしてまいります。

幹線市道の整備であります。合併後の新市の一体感を図るべく事業を実施しております。14路線につきましては、国からの交付金や合併特例債を活用しながら早期完成を目指してまいります。

特に21年度は、友部地区と岩間地区を結ぶ市道1級12号線や笠間地区と友部地区を結ぶ市道才木友部線、友部地区と池野辺地区を結ぶ市道友部池野辺線などが完成する予定であり、交通利便性の向上により、各地区相互の交流と一体化がより促進されるものと考えております。

また、日常生活を支える生活道路の整備については、要望も多数ありますが、引き続き

交通危険箇所や緊急車両の通行不能箇所などの緊急性の高い要望路線を優先的に整備し、安全安心なまちづくりに努めてまいります。

都市基盤の整備であります。まず、友部駅周辺整備事業については、平成19年3月の駅橋上化、南北自由通路及び北口広場の完成を契機に友部駅乗降客数の減少に歯どめがかかるなど、整備効果があらわれているところであります。

平成21年度は、都市計画道路友部駅北線や友部駅南口広場が完成する見込みであり、笠間市の玄関口として、さらに北口の活性化や南口の交通環境改善が図られるものと考えております。今後は、市街地の活性化に向け、都市計画道路友部停車場線の整備方針について地域住民の方々と具体的な検討に入っております。

岩間駅周辺整備事業につきましては、岩間駅自由通路及び橋上駅舎の工事着手に向け取り組むとともに、都市計画道路岩間駅東大通り線、日吉町古市線の事業区間の早期完成を目指してまいります。

さらに、昨年11月に土地区画整理法に基づく認可を得て事業に着手した「岩間駅東土地区画整理事業」につきましては、平成21年度中の仮換地の指定に向け手続を進めてまいります。

市内の公共交通であります。路線バスにつきましては、茨城交通(株)の経営権が(株)経営共創基盤に引き継がれることになりました。現時点では、従来の路線バス網は維持を基本とするとのことですが、新会社の事業方針等の策定に当たっては、公共性を勘案し、運行継続と市民の利便性の向上を要望してまいります。

また、運行から1年がたちました「デマンドタクシーかさま」につきましては、2月末現在で登録者が5,749人で、利用者数は1日平均162人となり、市民の生活の足として徐々に定着してきております。今後とも、利用者のニーズに応じた運行体制を確立し、さらに利便性の向上や地域振興へとつなげるため、運行の民間委託などを進めてまいりたいと考えております。

次に、「多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり」についてご説明を申し上げます。

企業誘致の推進であります。常磐自動車道と北関東自動車道の結節点を持つ地理的優位性を生かし、茨城中央工業団地(笠間地区)や東工業団地の未利用地について、昨年に引き続き茨城県と連携を図り企業の立地を推進してまいります。

また、既存企業の支援や事業拡大の支援につきましては、行政と企業が連携して進める「笠間市ががんばる企業応援連絡会」を通じて、企業の支援活動に取り組んでまいります。

商業の振興であります。商工会を中心に各商店会や観光協会などと連携し、「空き店舗活用事業」や「街なか周遊事業」を展開し、また笠間稲荷門前通り商店街の街並み整備に向け、合意形成と「笠間稲荷門前通り整備計画」の策定を実施いたします。

また、商工会や実行委員会などが市街地で実施する「ふるさと友部まつり」「いわま商

工まつり」「バザールdeいわま」「桃宴」「道の市」「いなり寿司PR」などのイベントを引き続き支援してまいります。

さらに、商工会の合併については、平成21年度中の合併に向け基本合意がなされたようであり、茨城県及び茨城県商工会連合会と協力し、円滑に調整ができるよう支援してまいります。

中小企業に対する支援であります。自治及び振興金融に対する保証料や利子補給を引き続き実施してまいります。さらに、市内の企業が元気になる地域経済の活性化に向けた緊急支援策として「笠間市企業活動支援事業」を創設し、福利厚生などの設置に関し、企業の支援を行ってまいります。

全国的に問題となっている雇用に関しましては、国の制度を活用し、失業者の雇用対策事業に取り組んでまいります。

地場産業の支援であります。 「稲田みかげ石」につきましては、県や関係機関と連携して公共事業への活用や販路拡大、PR事業として行っている「いばらきストーンフェスティバル」「いなだストーンエキシビジョン」や、環境対策事業の「スラッジ処理協同組合」への支援を行ってまいります。

また、市としましても、これまでに、友部駅前のモニュメントや道路、橋などの公共工事、学校などの公共的な施設整備などで稲田みかげ石を使用しており、今後も積極的な活用してまいります。

笠間焼につきましては、県や関係機関と連携し公共事業への利活用や、「笠間の陶炎祭」や「匠のまつり」などの特徴あるイベントでのPRのほか、需要や販路拡大について支援してまいります。

さらに、地場産業振興として、農商工連携や中小企業地域資源活用促進法などを活用した新商品の開発や販路開拓を推進してまいります。

観光の振興であります。平成20年度に国土交通大臣から観光圏整備法に基づく観光圏として全国16カ所が認定され、県内では笠間市を含む13市町村で組織する「水戸ひたち観光圏」がこの計画地区に認定をされました。この認定の活用とともに、「笠間市観光振興基本計画」の基本目標である通年型観光地を目指し、笠間に訪れた人たちが笠間の歴史や文化に触れ、学びや体験ができる魅力ある観光地づくりを推進してまいります。

また、昨年からの民間の発想と専門知識を有する「観光推進マネジャー」を採用し、直接旅行会社へ観光商品の売り込みを行い、モニターツアーを組むなどして、笠間の特色を生かした観光プログラムや笠間独自の発想による着地型観光商品の開発などを行っております。さらにPR活動を強化し、交流人口の拡大を図ってまいります。

観光PRにつきましては、北関東自動車道が東北自動車道に連結し、平成23年度には関越自動車道まで全線開通となる予定であることから、県及び広域観光協議会、笠間観光協会と協力し、首都圏並びに北関東自動車道沿線の群馬、栃木方面への広報活動を強化して

まいります。

観光拠点の充実につきましては、愛宕山周辺や北山公園などの魅力を向上させるために、それぞれの施設を活用したイベントを地域関係団体と調整を図りながら進めてまいります。

佐白山周辺については、昨年整備したトイレや休憩機能を有する観光利便施設を市内周遊の拠点とし、滞留時間の延長や交流人口の拡大が図れるよう、利用者に対するサービスの向上を図ってまいります。

イベントの充実につきましては、春の「北山公園の桜まつり」「愛宕山桜まつり」「笠間の陶炎祭」「笠間つつじ祭り」「秋の笠間の菊まつり」「匠のまつり」等を魅力あるイベントとして企画、運営の充実に取り組んでまいります。

次に、農業であります。まず、経営安定化については、農業の持続的な発展を図るため、担い手の育成・確保に努めます。特に計画的な経営改善に取り組む意欲的な担い手に対し、経営管理手法などの講演会や簿記講習会など経営改善支援に取り組みます。

また、本市の主要な農産物の生産体制の強化支援として、花き・果樹などの県銘柄品目を中心に、新規栽培者の育成・確保や栗の品種統一に向けた取り組みを行います。

なお、全国的に増加傾向にある遊休農地については、それぞれの地域に即した解消策を展開するため、新たに「遊休農地山羊の放牧モデル事業」を行うほか、地域の活性化や住民の交流を視野に入れた「景観作物栽培事業」を実施してまいります。

環境保全型農業の推進につきましては、家畜ふん尿などの良質堆肥化、健全な土づくりと適正な施肥の推進を重点的に進めるため、「土づくり運動推進事業」により作物に応じた良質堆肥の生産と流通促進体制の組織強化に向け取り組みを行います。

地産地消の推進につきましては、消費者を対象とした料理教室の開催や市内飲食店、旅館などへの地元農産物をPRするイベント事業を行うとともに、学校給食での地産地消を推進するため、生産者、生産関係団体、行政などが連携した推進協議会を設置し、地産地消の推進に努めます。

また、地元特産品を目指し栽培技術の継承、付加価値をつけるための加工品開発など、地元の名人や市内業者との連携により地域ブランド化に向けた取り組みを行ってまいります。

グリーンツーリズムの推進につきましては、引き続き笠間クラインガルテンを核として、都市住民、地域住民との交流展開を進めてまいります。

また、果樹などの農業従事者の高齢化対策として、「愛宕観光農業振興協議会」との連携により、「援農ボランティア制度モデル事業」の本格稼働に向けた取り組みを行ってまいります。

霞ヶ浦用水農業水利事業につきましては、昨年8月小原、不動谷津池に着水し、国営期地区工事の完了に伴い、平成20年度で国営農業水利事業は終了となりました。今後は、末端受益地の早期利用が図れるよう関係機関に強く要望をしております。また、それに

関連した基盤整備につきましては、受益者であります友部土地改良区内の老朽化した施設改修に向け計画調査を進めており、県経営体育成基盤整備事業としての事業採択を目指しております。平成21年度には、事業同意取得や施設計画などの調査を実施するとともに、予定地区の事業意向調査を行い、農業農村活性化計画を策定してまいります。

現在、基盤整備事業につきましては、箱田中央、滝川、小原（畑総）の3地区140ヘクタールを実施しており、関係機関と連携を図りながら順調に進捗しております。

なお、滝川地区においては、電ヶ浦用水を使用するため団体営による工事を並行して進めているところであります。

農村集落の環境保全対策であります。農業従事者の高齢化や混住化などにより、集落環境の保全管理が困難になってきています。このような現状に対応するため、平成19年度から5カ年において、農業を営んでいない住民を含めた組織を立ち上げ、農地・水・環境保全事業として農村資源の適切な保全管理に取り組んでいるところであります。平成20年度は、9地区組織、344ヘクタールで実施しており、平成21年度は、100ヘクタールの新規地区を含めた11地区組織が活動予定であり、土地改良施設の維持補修や農村集落の環境保全を図ってまいります。

また、森林整備につきましては、新設された森林湖沼環境税を活用し、間伐を初めとする森林等の整備を行ってきたところですが、平成21年度も引き続き50ヘクタールの間伐を行うとともに、作業道などの整備を図りながら健全な森林の育成と多様な森林機能の活用を推進してまいります。

次に、「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」についてご説明を申し上げます。

地域の健康づくりであります。生活習慣病予防対策として、運動する機会の少ない40歳から64歳までの方を対象に、各地区の保健センターを活用し、健康運動指導士、保健師、管理栄養士を中心に筋力トレーニング、ストレッチを取り入れた健康体操を、昨年度同様、毎週1回3カ月間を1サイクルとして、年3回実施してまいります。

笠間市立病院につきましては、今年度内に策定します「笠間市立病院改革プラン」に基づき、医師の確保に努め、県立中央病院との連携を強化し、経営の効率化を進めるとともに、在宅医療や回復期・亜急性期患者の受け入れなどの公立病院としての役割を果たすことにより、地域医療体制の充実に努めてまいります。

福祉の推進であります。障害者福祉を初め少子化対策、高齢者福祉など積極的に進めてまいりましたが、その指針となる「地域福祉計画」を策定し、地域福祉の一層の充実に努めてまいります。

また、笠間市社会福祉協議会においても、市の計画を基本に、「地域福祉活動計画」を平成20年度、21年度の2カ年で策定いたします。今後は、社会福祉協議会やボランティア、NPO法人などと連携を図りながら、利用者中心の福祉サービスに取り組み、地域コミュニティの構築に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、「支えあい、自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念として、障害者自立支援法に伴う「第2期障害福祉計画」を平成20年度に策定し、利用者がみずからサービスを選択し、自分に合ったサービスを受け、地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

また、4月から障害者手帳の交付事務が市に権限移譲されますので、手帳発行までの期間が短縮され、サービスの向上が図られると考えております。

さらに、平成20年度に「障害者地域自立支援協議会」を新たに設置いたしましたので、相談支援事業を初めとして、関係機関との連携を強化するシステムづくりを推進してまいります。

また、本市における生活保護につきましては、県内で5番目に高い保護率となっております。厳しい社会情勢の中、生活保護の申請者はますます増加が予想されますが、申請者の立場に配慮した対応をするとともに、生活保護法の適正な法執行に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、第4期の高齢者福祉計画・介護保険計画（平成21年度～平成23年度）を基本に、各種事業に取り組んでまいります。高齢化が進展する中で、生きがいづくり、健康づくり、介護予防、ひとり暮らし高齢者の見守りなどの事業を実施してまいります。

特に介護予防事業では、シルバーリハビリ体操の普及、転倒予防や筋力アップのための運動の実施や認知症ケア講演会、認知症サポーター養成講座などを実施し、介護予防の充実に努めてまいります。

また、介護保険事業につきましては、高齢化の進展から介護保険サービス利用者が増加し、給付費も増加すると懸念されますが、家族介護用品支給などの介護者への支援や介護老人福祉施設などの整備促進を行い、介護サービスの充実に努め、安定した生活の確保を行ってまいります。

少子化対策であります。市の重点施策「かさまっ子プロジェクト」として、多様な少子化対策事業に取り組んでまいります。

まず、平成21年度は、次世代育成支援行動計画「かさまっ子未来プラン」の見直しの年になっており、平成20年度に実施した市民ニーズ調査に基づき、平成22年度から5年間の後期計画を策定いたします。

子育て支援センターにつきましては、昨年は市民センターいわま内に設置をしました。平成21年度は、同様の施設を笠間ショッピングセンター「ボレポレシティ」内に開設し、子育て家族への育児不安などの相談指導や情報提供などの「地域子育て支援拠点事業」を推進してまいります。

放課後児童クラブにつきましては、宍戸小児童クラブ室を学校の敷地内に新たに建設し、定員増を行い、待機児童の解消を図ってまいります。

また、児童クラブの民間委託につきましては、既に昨年より笠間小児童クラブをNPO

法人に業務委託しておりますが、平成21年度からは、新たに南小児童クラブ、北川根小児童クラブ、岩間第三小児童クラブの3カ所の児童クラブをNPO法人に業務委託し、児童や保護者の希望に沿った運営を推進してまいります。

家庭児童相談室につきましては、近年、児童虐待や家庭内暴力などの相談件数が増加している現状を踏まえ、相談体制の充実に努めます。

なお、虐待などの保護を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るため、引き続き「要保護児童対策地域協議会」との連携協力を図ってまいります。

保育所運営につきましては、子どもを安心して預けられることができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるような環境整備を図るとともに、一時保育サービス事業を初め、各種の保育サービス事業を推進してまいります。

妊婦健康審査推進事業につきましては、妊娠中の費用負担の軽減と安全な分娩を支援するため、健康診査費用の補助回数を5回から14回にさらに拡大いたします。

不妊治療費助成事業につきましては、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、1回の治療につき体外受精においては5万円を限度とし、顕微受精については10万円を限度に、1年度当たり2回を限度として通算2年間補助をしてまいります。平成20年度は、現在までに22件の助成を行いました。

医療福祉費（マル福）支給につきましては、妊婦、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者への医療費の助成でございますが、市の単独事業として、外来入院時の窓口自己負担分の助成と入院時食事代の助成を引き続き実施してまいります。

結婚を希望する方の出会いの場づくりや、いばらき出会いサポートセンターの入会については、引き続き助成を行い、市内の団体やマリッジサポーターと連携しながら出会いの場づくりを推進してまいります。

また、平成21年度から新たに「かさま健康ダイヤル24」事業を民間委託方式で導入してまいります。

次に、「自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり」についてご説明を申し上げます。

上水道事業であります。平成22年度の3事業会計統一に向け、「水道事業基本計画」に基づき今年度中に国へ認可申請してまいります。また、「鉛製給水管布設替事業」につきましては、平成20年度に288件の布設替を行いました。引き続き平成24年度までに完了するよう布設替工事を進めてまいります。

工業用水道事業につきましては、今後とも安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業であります。現在の整備面積は1,253ヘクタールであり、供用開始されている面積は1,248ヘクタールとなっております。このうち水洗化率は約71%であり、まだ排水設備を設置していない方々には、県の森林湖沼環境税の導入に伴い、平成20年度に事業化した下水道接続支援事業を活用して接続されるよう周知徹底を図り、水洗化を進

めてまいりたいと考えております。

本年度の工事につきましては、管渠敷設の工事のほか、岩間地区高野前橋中継ポンプ場の建設工事を実施いたします。

また、農業集落排水事業につきましては、小原地域を中心とする友部北部地区の処理施設用地取得と管渠布設工事を実施いたします。

なお、浄化槽設置整備事業につきましては、引き続き森林湖沼環境税を原資とする県事業を活用し、高度処理型浄化槽の設置促進を図り、水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

消防・防災であります。市民の生命、財産を守り、災害に強いまちづくりを実現するため、老朽化の激しい消防団詰所兼機械器具置場を計画的に整備し、活動拠点のさらなる強化を図ってまいります。また、減少傾向にある消防団員の加入促進に努めるとともに、女性消防団員を登用し、災害対応能力の充実を推進してまいります。

救急業務につきましては、消防機関と県立中央病院を初めとする市内医療機関が連携し、メディカルコントロール体制の充実を図り、救急隊員が行う応急措置の質を向上させるとともに、生命を救うために必要なAEDや心肺蘇生法の講習会を開催し、救命率の向上に努めてまいります。

防災につきましては、地域防災計画に基づき、昨年、笠間小学校を会場として防災訓練を実施しましたが、平成21年度は、岩間地区の市民や児童を対象に実施をします。また、急傾斜地などの県が指定した土砂災害警戒区域等について、区域ごとに避難所の位置なども含めた土砂災害ハザードマップを作成し、市民へ周知を行うとともに、地域の防災力の強化を図るため自主防災組織の設立促進に努めてまいります。自主防災組織については、平成20年度に新たに6団体が組織化され、合計18団体となっております。

耐震改修促進計画の策定につきましては、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護するため、住宅等の耐震改修の促進に向けた「笠間市耐震改修促進計画」を平成21年度に策定し、建築物等の耐震化に対する意識の向上及び啓発に努めてまいります。

都市公園の整備であります。本市の都市公園の1人当たりの整備面積は8.6平米と、県平均とほぼ同じ水準ですが、地区ごとに見るとばらつきがあることから、計画的に公園整備を進める必要があります。平成21年度は、宅地化が顕著な鯉淵地区にある市所有の未利用地の有効活用と地域住民のコミュニティーの場、災害時等の避難場所を確保するための公園の整備を行います。

安心安全なまちづくりであります。昨年、笠間市においては、刑法犯罪1,209件、交通事故449件が発生しております。だれもが安心して安全に暮らせる健全なまちを目指すため、防犯灯の整備を積極的に推進していくとともに、警察署や防犯連絡員、防犯ボランティア、交通関係団体との連携した防犯対策や交通事故防止活動の強化を図ってまいり

ます。

地域の安全を担う交番については、箱田駐在所と稲田駐在所の新設交番への統合について既にお知らせをしておりますが、今月中ごろに新しく石井地区に「佐白交番」として業務を開始いたします。

また、北川根駐在所と押辺駐在所は本年4月に廃止になり、それぞれ友部地区交番と岩間地区交番に統合されることとなります。友部地区交番については、老朽化が進み、また手狭であることから、交番の新設要望を引き続き行ってまいります。

なお、消費者の健全な生活の安定と向上のため、消費生活センターによる高齢者クラブなどを対象とした出前講座を引き続き実施し、悪質な訪問販売や振り込め詐欺による被害の未然防止に努めてまいります。

環境基本計画推進事業であります、「豊かな自然との共生、水と緑の里かさま」を理念に、市民、事業者、市が協働して計画を推進してまいります。

特に地球温暖化対策率先実行計画については、市役所も一事業所として、率先して環境負荷の低減に取り組んでまいります。

バイオディーゼル燃料につきましては、利活用に向けた事業展開を検討するに当たって、必要な調査を進めてまいります。

大郷戸清掃センターの跡地対策につきましては、周辺環境の保全を図るための事業が決定したことを受け、平成21年度はその推進に努めてまいります。地区住民と認識を共有し、理解を得ながらこれまでの懸案事項の解決に向けて努力をしております。

「エコフロンティアかさま」につきましては、福田地区の地域振興を図るため、環境保全等協定の締結に向け、誠意を持って住民の皆さんとの合意形成に努めてまいります。また、安心安全な施設の管理運営を徹底するよう、引き続き事業団に働きかけてまいります。

次に、「人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり」についてご説明申し上げます。

まず、学校教育であります。近年、学校のあり方や地域社会の学校への期待、学校像などが大きく変わってきております。

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急的避難場所としての役割を果たすことから、その安全性は極めて重要であり、笠間市は平成18年度から施設の耐震化に取り組んでいるところであります。また、小中学校規模の適正化についても、検討委員会を設置し、取り組んでまいります。

平成21年度は、友部第二小学校屋内運動場の耐震補強工事と岩間中学校校舎建設工事を行います。昨年から継続して整備を進めています岩間中学校校舎建設は、9月から新校舎で授業ができるよう進めてまいります。

なお、学習環境の整備として、市内全小学校14校のパソコン教室と新設の岩間中学校の

パソコン機器の更新を行い、児童生徒が授業を受けるに当たって、パソコン1人1台使えるよう整備を進めてまいります。

A L T（外国語指導助手）事業につきましては、小中学校に外国人指導助手を配置し、小学校では英語になれ親しむため年間10数時間の外国語活動を、中学校においては年間25から30時間の英語授業を行い、英語力向上に努めているところでありますが、平成23年度からは、学習指導要領の改訂により、外国語活動がより多く教科内容に盛り込まれるため、これらに先駆け、本年度から指導助手の増員を図り、語学力の向上に努めてまいります。

寺子屋事業につきましては、新たな事業として、学力の向上を目的に、子どもたちの学びの機会づくりの一つとして実施するものであります。

内容につきましては、毎週土曜日に2時間程度、笠間、友部、岩間の3公民館において、小学校5年生と6年生を対象に算数と国語を中心に学習指導を行います。また、県においても、小学校4年生を対象に学力向上サポートプランとして補習事業が予算化されており、相乗効果が期待されるところであります。

生涯学習であります。岩間体験学習館改修事業につきましては、老朽化した旧岩間第一分校校舎を改築し、交流拠点としての機能を強化するものであります。これまでも、武蔵野美術大学による小平市の子どもたちと笠間市の子どもたちとの交流を目的とした図工教室や、茨城大学による木工ゼミの制作、展示、市民劇団の観劇など、都市と市内の子どもたちの芸術を通じた交流、そして市民同士の交流の場として活用されておりますが、さらに交流が活性化するものと期待しております。

また、「クールシュヴェール国際音楽アカデミーinかさま」につきましては、世界最高峰の講師陣によるレッスンと講師コンサート、そして市内の各施設で連日繰り広げられる音楽愛好家の街角コンサートにより、期間中、まち全体が音楽で彩られます。年度末に10日間にわたり開催が予定されておりますが、平成21年度で第6回目を迎え、これからも充実したアカデミー企画として音楽文化の振興を図ってまいります。

国際交流の推進につきましては、「元気かさま応援基金」を活用し、新規事業として青年海外派遣事業を平成21年度から実施してまいります。この事業は、高校生、大学生を対象に、インターンシップとして海外で体験学習を行うもので、派遣人員は4名、行き先は中国を予定しております。

また、国際化に的確に対応できるまちづくりを進めるため、法人化を目指している笠間市国際交流協会と連携し、外国語表記の観光パンフレットの作成や外国人に対応した生活情報の提供を行ってまいります。

スポーツの振興であります。引き続き「かさま陶芸の里マラソン大会」「全国高等学校アームレスリング選手権大会」などの充実を図るとともに、新たに笠間市で開催する「全国高等学校合気道演武大会」については、関係団体と連携を図り、円滑な開催に努めると

ともに、合気道の聖地としてのPRを十分行い、笠間市から全国に向けて情報発信に努めてまいります。

次に、「人と地域、絆(きずな)を大切にしたい元気なまちづくり」についてご説明を申し上げます。

まず、まちづくり市民活動助成金については、平成20年度は12件86万6,000円の助成を行ってまいりましたが、これを積極的に活用し、引き続き市民活動や地域のコミュニティー活動を支援してまいります。また、市民活動団体などの公益活動支援のための公用車の貸出し制度については、20年度は100件以上の利用があり、今後も一層の利用を促進してまいります。

協働のまちづくりにつきましては、地域コミュニティー活動や市民活動を促進するための指針を作成するとともに、協働のまちづくりを推進するための条例化の必要性について検討をしております。

市内では、既に14団体のNPO法人が県の認定を受け活動しておりますが、これらのNPO法人の専門的知識を生かした行政との協働事業を推進するために、法人化されていない市内の市民活動団体に対して研修会を開催し、法人化を支援してまいります。

男女共同参画の推進であります。笠間市男女共同参画計画に基づき、笠間市が目指す将来の姿として、みんなで築く充実した家庭、男女で共に支える職場、交流や活動の盛んな活気あふれる地域社会を目指し、参画講座やフォーラムなどを開催し、特にワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動の活性化と多様化、市民への男女共同参画意識の浸透を重点施策として、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

また、笠間市審議会等委員へ女性の参画促進要綱に基づき多くの女性委員が参画できるよう、平成24年度までに女性比率を30%に引き上げることを目指してまいります。

行政評価制度の導入については、地方公共団体には今後ますます自立した高度な行政サービスの提供が求められることから、説明責任の向上や成果志向への転換、効率的で良質なサービスの提供を目的として取り組みをしております。

国際的な金融経済情勢の悪化に伴い、国内においても厳しい雇用情勢の中で、さきの国会で可決成立した第2次補正予算に基づき、ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業が補助事業として実施される予定であります。本市におきましては、この補助事業を積極的に活用しながら、失業者への雇用、就業機会の創出、さらには地域経済の活性化に取り組んでまいります。

行政組織であります。平成21年度の重点施策となる少子化対策、農業施策などを強化推進するために、新たに少子化対策室、農政企画室、教育企画室などを設置するとともに、市長公室内の各課を現行の5課から3課へ統合し、組織機能のスリム化を行いながら、その中で行政経営課を設置し、さらなる行政改革の推進とマネジメント機能の強化を図ってまいります。

地方分権において、自主的・自立的なまちづくりに取り組み、市民サービスの向上を図るため、昨年3月に茨城県の「まちづくり特例市」の指定を受け、昨年4月から13法令、83事務の権限移譲を受けた事務を実施しているところでありますが、ことし4月から新たに農地法の農地転用の許可や都市計画法の開発行為の許可等の権限移譲を受けることになります。

さらに、旅券事務につきましては、県からの権限移譲を受けて、本年6月から市民課内にパスポートセンターを開設をいたします。これにより、申請者にとって身近な場所での申請・交付が可能となることや、申請の際の必要書類である戸籍抄本等の取得と旅券の申請を一括して行うことができるなど、ワンストップサービスを実現いたします。

以上が、主要な施策の概要についてであります。

さて、私も就任をいたしまして4年目を迎え、与えられた任期の最後の年となるわけがあります。私自身、就任当初の原点に戻りまして、市政の運営に努めてまいりたいと考えております。

今後の行政運営を進めるに当たっては、権限移譲をより一層推し進め、分権型社会に対応した独自性・自立性の高いまちづくりを総合計画に基づき行い、豊かさが実感できる「自立都市」を築いてまいりたいと考えております。

しかし、現実的に、自治体を取り巻く環境は今後も大変厳しい状況が続くことが予想されます。そういう中で、行財政改革をしっかりと行い、事務事業の見直しを進め、一方で新たな住民ニーズに対応した施策をスピード感を持って展開する行政運営をしてまいりたいと考えております。

本定例会におきましては、諮問2件、「笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を初めとする議案42件のご審議をお願いするものであります。それぞれの議案につきましては、後ほど詳しく説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、ご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、平成21年度市政運営の基本方針と主要な施策の概要の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時25分に再開いたします。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番小磯節子君、17番町田征久君が所用のため退席いたしました。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第 7、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて及び諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 諮問第 1 号及び諮問第 2 号で提出しております人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護委員として人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、2名の委員が本年6月30日をもって任期満了となるため、平成15年から活動されております飯田親男氏、並びに平成18年から活動されております網川洋美氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、諮問第 1 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第 2 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第3号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第8、議案第3号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第4号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第3号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第4号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、市長、副市長及び教育長の給与の支給について所要の改定を行うものであります。

内容につきましては、市長公室長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 議案第3号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

2ページの条例新旧対照表でご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

附則に次の5項を加えるものであります。

平成21年4月1日から平成22年4月30日までにおける市長等の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号によるものとする。

1号として市長、第3条に規定する額から当該額の100分の20に当たる額を減じた額、2号として副市長、第3条に規定する額から当該額の100分の5に当たる額を減じた額とし、1号、2号とも、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とするものであります。

なお、附則として、この条例は21年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第4号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

2ページの条例新旧対照表でご説明申し上げますので、2ページをお開きいただきたいと思えます。

附則に3項を加えるものであります。

平成21年4月1日から平成22年4月30日までにおける教育長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の5に当たる額を減じた額とし、その額に100円未満が端数があるときは、その端数を切り捨てた額とするものであります。

なお、附則として、この条例は平成21年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決を行います。両議案とも関連がございますので、一括して採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

議案第6号 笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第9、議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について及び議案第6号 笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について及び議案第6号 笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市民プールの休止及び組織機構の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

水戸地方広域市町村圏協議会を構成いたします8市町村による公の施設の広域利用に関する協定に基づき、広域利用の対象としておりました笠間市民プールにつきましては、現在休止をしているため、広域利用の対象となる施設から削るものであります。

続きまして、議案第6号 笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

一層の行政改革の推進や組織機構のスリム化等の観点から、市長公室を現行の5課から3課に統合することに伴いまして、行政改革推進委員会の所掌を行政経営課に変更することになるため、他の審議会の条例の規定方法とあわせ、行革推進課の表記を削るものであります。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第7号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第10、議案第7号 笠間市税条例の一部を改正する条例について及び議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間市税条例の一部を改正する条例について及び議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、地方税法の一部改正に伴う所要の改正及び茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部改正に準じて改正するものであります。

内容につきましては、総務部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 議案第7号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

平成20年4月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律により、個人住民税の寄附金税額控除の対象寄附金として、新たに所得税の寄附金控除の対象寄附金のうち、地方公共団体が条例で指定したものを追加する制度が導入されたことに伴い、当市も寄附金の対象団体等を指定するため税条例を改正するものです。

6ページをごらんください。

笠間市税条例の一部を改正する条例の概要で説明いたします。

県条例に準じた改正でございます。

まず、対象寄附金の概要ですが、寄附金控除の対象となる団体等の範囲は、笠間市民が茨城県内に事務所を有する法人及び団体に寄附をした場合に、個人県民税と合わせて個人市民税の寄附金税額控除を受けられるよう、茨城県県税条例の指定範囲に合わせ、茨城県内に主たる事務所を有する法人及び団体又は茨城県内に従たる事務所のみ有する学校法人及び社会福祉法人を包括的に指定するものです。

平成20年1月1日以降に支出する寄附金等が対象となり、平成21年度課税分の個人市民税から適用となります。

次に、対象寄附金の具体例の表をごらんください。

表中、右側の個人市民税の笠間市税条例の各欄に記載されている第34条の7第1項第3号から次のページに至る第12号までが、今回追加する対象寄附金等になります。そして、左側の所得税の欄に記載されているのが、対象とする所得税の寄附金控除対象となる根拠法令と対象となる寄附金等が挙げられています。

寄附金税額控除の控除率ですが、茨城県と同一の範囲を指定していますので、控除率は市民税6%、県民税4%、合わせて10%が控除対象となります。

2ページをごらんください。

附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するものであります。

第2条は経過措置でございます。

続きまして、議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、県条例の一部改正に準じて改正するものでございます。

平成15年度に、市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図るため、県条例に準じて創設されたものであります。今回、県条例におきまして条文の一部見直しが行われ、3年間延長されることから、それに準じて本条例を改正するものでございます。

2ページの新旧対照表をごらんください。

第2条の改正でございますが、現行では、市内に事務所又は事業所を新設又は増設した法人、原則すべての業種を対象にしておりました。ただし、風俗営業、その他規則で定める事業に供するものは除外しておりましたが、改正では、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、その他規則で定める事業の用に供するものに限るとするものでございます。

また、1号では、従業者の範囲の見直しを行うものであります。現行では、非正規雇用を含むすべての従業者を対象としておりましたが、改正では、正規雇用を中心として安定的な雇用を図ることから、短期雇用者及び日雇労働者を除く雇用保険法に規定する被保険者に限るものとするものです。

3ページをごらんください。

第3条第1項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を第3号とするものであります。

第4条中「5人」を「10人」に改め、附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改めるものであります。

1ページをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第11、議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、水質監視員報酬の県補助金が廃止されることに伴い、本条例から水質監視員を削るものであります。

内容については、市民生活部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、茨城県の補助金等交付の見直しを受けまして、水質監視員報酬に係る補助金が廃止されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

2ページをお開き願います。

別表の新旧対照表でございますが、税等徴収嘱託員の欄の下の年額1万2,000円の水質監視員報酬額を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第10号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第11号 笠間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について

議長（市村博之君） 日程第12、議案第10 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について及び議案第11号 笠間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について及び議案第11号 笠間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、介護保険法施行令の一部改正に伴う本市介護保険料の改正及び国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受け入れ、適正に管理するための基金条例を制定するものであります。

内容につきましては、福祉部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 議案第10号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在の第3期介護保険事業計画の見直しを行い、平成21年度から23年度までの第4期保険事業計画策定を行う介護保険料の一部改正でございます。

介護保険料につきまして、税制改正に伴う介護保険の激減緩和措置が平成20年度で終了を受け、平成21年度から23年度における保険者の急激な負担となることを抑えるため、第3期計画と同水準程度となるよう現行6段階を8段階に設定を行うものでございます。

参考資料の新旧対照表にてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

保険料率でございますが、第4条第1項第1号、第2号を基本額の50%、2万1,600円に、第3号を75%、3万2,400円に、第4号を100%、4万3,200円に、第5号を112%、4万8,380円に、第6号を125%、5万4,000円に改正するものです。5ページに移りまして、第7号を150%、6万4,800円に改正するものです。

第6条は、第1項から第4項まででございますが、第3項のアンダーラインの部分の改正でございます。第3項中、介護保険施行令第「38条」を「39条」に、「又は第5号口」を「第5号口、第6号口又は令附則第11条第2項」に、「第5号」を「第6号」に改正し、下から2行目の「規定する者」の次に「又は令附則第11条第2項に規定する者」を加えるものでございます。

附則としまして、第1項施行期日でございますが、この条例は21年4月1日から施行するものでございます。

2項の経過措置でございますが、この条例による改正後の第4条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料率から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料率について、なお従前の例によるものであります。

第3項の平成21年度から23年度までにおける保険料率の特例でございますが、介護保険法施行令附則第11条1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、基準額の83%、3万5,850円とするものです。

また、介護従事者処遇改善臨時特例交付金により、附則第4項及び第5項の規定に基づき平成21年度及び22年度の保険料の軽減を行うものでございます。

続きまして、議案第11号 笠間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてご説明申し上げます。

この基金は、介護従事者の処遇改善を図るために行われる介護報酬改定に伴う21年度及び22年度の介護保険料の上昇分を抑制するため国から交付される介護従事者処遇改善臨時交付金を原資とするものでございます。

この条例の制定により、当該交付金を介護保険特別会計に繰り入れ、21年度、22年度に

において基金の取り崩しを行い、介護給付費、介護予防給付費等に要する費用に充てるもの
でございます。

本文でございますが、第1条では、設置の目的をうたっております。

第2条では、基金の額でございますが、笠間市が交付を受ける介護従事者処遇臨時特例
交付金の額とするものでございます。

第3条は管理、第4条は運用益の処理、第5条は繰替運用をそれぞれうたっております。

第6条、処分でございますが、第6条第1項第1号では、笠間市が行う介護保険に係る
第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬に伴う増加額を軽減
するための財源に充てる場合、2号としまして、介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護
保険料の賦課徴収に係る電算処理システムの処理に要する費用その他の軽減措置を円滑な
実施のための準備経費の財源に充てる場合とうたっております。

第7条でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるもの
でございます。

附則としまして、第1項、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項につきましては、この条例の失効ですが、平成24年3月31日限りその効力を失う。
この場合において基金に残額があるときは、当該基金の残額を介護保険特別会計予算に計
上し、国庫に納入するものとなっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時再開いたします。

午前 11時57分休憩

午後 1時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番西山 猛君が所用のため退席いたしました。

議案第12号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議長（市村博之君） 日程第13、議案第12号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第12号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、友部駅南口整備に伴い、友部駅南口広場を本条例に加えるものであります。

内容につきましては、都市建設部長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、議案第12号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

友部駅周辺整備事業につきましては、平成16年度から、まちづくり交付金事業によりまして橋上駅舎、南北自由通路、友部駅北口の整備を行ってまいりました。今回、友部駅南口の整備に伴いましてJRから笠間市に管理が移るということから、笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例に「友部駅南口広場、笠間市大田町1615番地367」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、2ページには新旧対照表を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第13号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第14、議案第13号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第13号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、岩間駅東土地区画整理事業の円滑な推進を図るため、本条例に笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計を加えるものであります。

内容につきましては、都市建設部長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、議案第13号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

岩間駅東土地区画整理事業につきましては、昨年の11月に茨城県知事の認可を得て事業が開始をいたしております。この事業は、笠間市が事業主体となりまして実施する事業であります。事業費の一部財源といたしまして保留地処分金を見込んでおります。したがって、地方自治法第209条に基づきまして、特定の事業を行う場合は一般の歳入歳出と区分して経理をするという必要があるということから、笠間市特別会計条例に「笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計 岩間駅東土地区画整理事業」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日より施行するものであります。

なお、2ページには新旧対照表を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第14号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第15、議案第14号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第14号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市消防団員の報酬額の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、消防次長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 消防次長植木敏夫君。

〔消防次長 植木敏夫君登壇〕

消防次長（植木敏夫君） 議案第14号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正理由であります。国からも地域の安心安全を守る消防団員の処遇改善を求められている状況にあり、笠間市消防団員の報酬額につきましては、県平均と比較しましても開

きがありますことによるものです。

改正内容について、笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例新旧対照表にてご説明いたします。

2ページをお開きください。

別表第1中、今回の改正は、副分団長以下、部長、班長、団員の報酬額を改めるものであり、改正いたします額については記載のとおりであります。

附則といたしまして、施行期日を平成21年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について

議長（市村博之君） 日程第16、議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、当該協議について、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決をもめるものであります。

内容につきましては、市長公室長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議についてご説明申し上げます。

水戸地方広域市町村圏協議会を構成する8市町村におきまして、対象とする公の施設の広域利用を行っておりますが、利用対象施設の拡大や施設の廃止、所在地変更等がありましたので、新たに協定を締結するものであります。

今回の協議につきましては、水戸地方広域市町村圏協議会を構成する8市町村の議会において、1ページから9ページの協定書についてそれぞれ議決し、速やかに市町村間において協定の締結を行うものであります。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第16号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）

議長（市村博之君） 日程第17、議案第16号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第16号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間クラインガルテンの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、産業経済部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） それでは、議案第16号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設の名称でございますが、笠間クラインガルテンでございます。

次に、指定管理者となる団体の名称でございますが、茨城中央農業協同組合代表理事理事長西山紀光でございます。指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間でございます。

この施設につきましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、去る2月10日選定審議会が開催され、審議の結果、茨城中央農業協同組合が適当と判断されました。この施設につきましては、平成18年3月1日より直売所及びそば処を管理移管し、平成19年4月1日から全施設を管理移管しており、今後につきましても、指定管理者として経験を踏まえて利用者に対するサービスの向上及び地域農業の振興、並びに活性化が図られるなど期待できることから、指定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第17号 市道路線の廃止及び認定について

議長（市村博之君） 日程第18、議案第17号 市道路線の廃止及び認定について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第17号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、道路新設改良工事、開発行為、県道大洗友部線バイパス工事による市道つかけ、土地改良事業、北関東自動車道側道の移管に伴い、市道路線の廃止及び認定をするものであります。道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長より説明させますので、よろしくお願いいたします。
議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、議案第17号 市道路線の廃止及び認定についてご説明を申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、新たに認定する路線が41路線、廃止する路線が5路線の合計46路線を議会にお諮りするものでございます。

具体的路線につきましては、1ページから2ページをごらんいただきたいと思います、路線別調書といたしまして、廃止する路線、それから認定する路線の一覧表でございます。それぞれ起点、終点、延長、幅員等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

廃止する路線及び認定する路線を全体位置図に示しておるわけでございます。

それでは、各路線についてご説明を申し上げたいと思います。

位置図の4ページをお開きいただきたいと思います。

認定する路線で赤く着色しております整理番号1の市道（友）3495号線でございます。この路線につきましては、友部地区鯉淵地内の柿橋グラウンド付近の路線でございます、グラウンドの有効利用を図るため道路新設改良工事を実施するに当たりまして、延長110.8メートルを新たに認定するものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。

認定する路線で赤く着色しております整理番号2番の市道（友）3496号線でございます。この路線は、友部地区の美原2丁目地内の路線でございます、開発行為の完了に伴いまして、延長69.8メートルを新たに認定するものでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

認定する路線で赤く着色しております整理番号3、市道（友）3497号線でございます。この路線は、友部地区の旭町地内の路線でございます、前と同じく開発行為によりまして、その完成に伴いまして延長167メートルを新たに認定するものでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

この路線につきましては、友部地区の柏井地内と茨城町との行政界付近の路線でございます。この路線につきましては、友部地区の柏井地内と茨城町との行政界付近の路線でございます。また、県道大洗友部線バイパス工事によりまして市道がつけかえになるものでございます。

整理番号1の市道(友)4046号線、延長755.8メートルにつきましては廃止いたしまして、整理番号4番で示しておりますとおり、同路線として延長を632メートルとして新たに認定をするものでございます。

また、同様に整理番号2の市道(友)4137号線、延長43.3メートルを廃止いたしまして、整理番号5番で示しておりますとおり、同路線として延長138メートルを新たに認定するものでございます。

次に、8ページから12ページにかけてでございますけれども、これにつきましては笠間地区の北関東自動車道の整備に伴いまして廃止及び側道の認定をするものでございます。

まず、8ページをごらんいただきたいと思います。

笠間地内の福原地内でございます。認定する路線が整理番号6番から整理番号9番の4路線を認定し、さらには廃止する路線ということで整理番号3を廃止するわけでございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

やはり福原地内でございますけれども、認定する路線が整理番号10番から整理番号18でございます。9路線を新たに側道を市道として認定するものでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

やはり福原地内におきまして認定する路線が整理番号19で1路線、それから本戸地内におきまして認定する路線が整理番号20番から24番まで5路線でございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

やはり本戸地内でございますが、認定する路線が整理番号25番から整理番号35番まで11路線でございます。

さらに、次の12ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましては、上加賀田地内におきまして認定する路線が、整理番号36番から整理番号41番まで6路線でございます。

合わせまして、今回、北関東自動車道の側道として認定する路線は、36路線、延長にいたしますと7295.2メートルでございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。

廃止する路線で青く着色しております整理番号4番、(笠)3144号線、それから整理番号5番の市道(笠)3346号線でございます。この路線につきましては、本戸地内の県営土地改良事業によりまして路線がつぶれるということで2路線を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第18号 土地の取得について

議長（市村博之君） 日程第19、議案第18号 土地の取得について議題といたします。
提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第18号 土地の取得についての提案理由を申し上げます。

本案は、道路用地の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、議案第18号 土地の取得についてご説明を申し上げます。

この土地の取得につきましては、市道（友）1級12号線の事業用地でございます。本線につきましては、友部地区と岩間地区の中心地を結ぶ連絡強化を図るための重要な幹線道路でございまして、また通勤通学等の安全性向上のためにも重要な路線でございまして、延長1,400メートル、幅員14メートルの計画でございまして、平成17年度に事業に着手いたしまして、平成21年度に完成をさせる予定でございまして、

今回取得する事業用地でございますけれども、この道路に係る県有地、いわゆる畜産試験場跡地でございます。所在地が笠間市平町字原1877番地27、取得面積が1万362.2平方メートル、地目は牧場、取得価格でございますが、8704万2,480円、平米に直しますと8,400円ということになります。契約の相手方は、茨城県知事でございます。

なお、この県有地を取得いたしますと、用地につきましては100%取得ということでございます。平成21年度完成に向けて進めるわけでございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

-
- 議案第19号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
議案第20号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 平成20年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）
議案第22号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第23号 平成20年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第24号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第25号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第26号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第27号 平成20年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
議案第28号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）
議案第29号 平成20年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）
議案第30号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）

議長（市村博之君） 日程第20、議案第19号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第6号）ないし議案第30号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）の12件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第19号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第6号）から議案第30号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、平成20年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計7会計企業会計4会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 議案第19号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第6号）

についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末に当たり、額の確定等に伴うものが主でございます。議案書の1ページをごらんください。

平成20年度笠間市一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億3,664万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ268億7,825万2,000円とするものでございます。

2項は、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、継続費の補正でございます。継続費の変更は、第2表継続費補正によるものでございます。

第3条は、繰越明許費でございます。翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費によるものでございます。

第4条は、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、第4表債務負担行為補正によるものでございます。

第5条は、地方債の補正でございます。地方債の変更及び廃止は、第5表地方債補正によるものでございます。

7ページをごらんください。

第2表の継続費補正は、岩間駅舎設計事業と岩間駅自由通路設計事業について、事業年度年割額を変更するものであります。

8ページをごらんください。

第3表の繰越明許費は、総務管理費のL G W A Nサービス提供装置構築事業ほか38件、金額で9億9,535万9,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

これらのうち、さきの臨時議会で成立いたしました補正第5号の一部である生活対策臨時交付金充当事業の防犯灯設置事業ほか18件、金額で2億1,501万6,000円が含まれております。

10ページをごらんください。

第4表の債務負担行為補正は、昨年度から委託しております観光推進マネジャーについて、平成21年度についても委託するものでございます。

11ページからの第5表地方債補正は、岩間支所改修事業債ほか12事業費の確定に伴う増減でございます。

また、12ページの防火貯水槽整備事業債は、財源を地方債から国庫補助金に組み替えたことにより廃止するものでございます。

まず、歳入でございますが、15ページをごらんください。

第1款市税、2項固定資産税、2目国有資産等所在市町村交付金は、5年に一度の価格

の見直しにより352万8,000円を減じるもので、3項軽自動車税、1目軽自動車税は、決算見込みから370万円を増額するものでございます。

4項市たばこ税は1,180万円を減じるものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金及び負担金の2目民生費負担金585万3,000円の増は、老人施設入所にかかわる個人負担金の減、保育所入所にかかわる保護者負担金や児童クラブ保護者負担金の増などからによります。

16ページをごらんください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金は、2,338万7,000円の増となりますが、国民健康保険基盤安定事業費負担金で484万5,000円の減などがありますが、生活保護費負担金が受給者の増により4,237万5,000円増となるものが主なものでございます。

2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金は、合併市町村に対する国の措置である市町村合併推進体制整備費補助金が6,800万円に決定されたことから、5,000万円増額するものでございます。

4目農林水産業費国庫補助金は、強い農業づくり交付金が469万3,000円措置されることとなったため補正をするものでございます。営農団体が整備する機械等への交付金でございます。

18ページをごらんください。

5目土木費国庫補助金、1節の道路橋りょう費補助金は、道路改良工事予算の事業費を組み替えるものであります。

15款県支出金、1項県負担金、3目農林水産業費県負担金は、県営畑地帯総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の事業費確定により783万2,000円の減でございます。

19ページの2項県補助金の2目民生費県補助金1,823万円の減は、医療福祉費補助金2,000万円の減等によります。

4目農林水産業費県補助金79万円の減額ですが、事業費確定により森林機能緊急回復整備事業補助金112万円の減などによります。

21ページ、中段をごらんいただきたいと思います。

2項財産売払収入の不動産売払収入は、市の普通財産10件の売払収入を計上しております。

17款寄附金、1項寄附金、2目民生費寄附金は、社会福祉協議会から寄附を受けて実施しました地域福祉センター改修費の額の確定に伴い458万円を減じるもので、4目総務費寄附金は、ふるさとづくり寄附金の3月末日までの収入決算見込額57万円を計上するものでございます。現在までの寄附金は、1企業、23個人からの寄附で377万円となっております。

22ページをごらんください。

18款繰入金、2項基金繰入金のうち、1目財政調整基金繰入金の1億9,483万2,000円及

び2目減債基金繰入金2億円の減額については、一般財源の調整から減じるものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

26ページをごらんください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、会議録作成委託料や各種負担金の額の確定などにより320万9,000円の減となっています。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費250万3,000円の減は、1節の区長報酬の額の確定により44万3,000円の減、10節交際費は市長の交際費50万円の減、11節需用費の消耗品費では60万2,000円の減、19節の行政事務連絡交付金についても額の確定により64万2,000円の減などによるものです。

28ページをごらんください。

5目財産管理費775万8,000円の減は、13節委託料で施設管理委託料など519万9,000円の減などによるものでございます。

29ページ、6目企画費は217万7,000円の減ですが、19節負担金補助及び交付金の廃止路線代替バス運行対策補助金を額の確定により170万円減じていることが主なものでございます。

30ページをごらんください。

9目岩間支所費270万円の減でございしますが、公民館図書館の設置により計上していた電気料など11節需用費の光熱水費230万円の減などが主な理由でございします。

15目基金費130万2,000円の増は、25節積立金でございします。元氣かさま応援基金積立金57万円でございますが、3月末までの見込額を含め計上しております。

31ページ、2項徴税费、1目税務総務費は2,914万2,000円の減ですが、23節償還金利子及び割引料の税込還付金の2,500万円の減が主なもので、これは税源移譲に伴い生じた還付基金額の確定によるものでございます。

続いて、33ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は4,988万7,000円の減でございしますが、28節繰出金で3,819万9,000円の減などによります。

35ページをごらんください。

2目障害者福祉費は644万2,000円の減ですが、13節委託料の減、20節扶助費の特別障害者手当給付費で給付対象者の減により338万4,000円の減となったことが主な理由でございします。

36ページをごらんください。

5目医療福祉費は4,983万4,000円の減ですが、20節扶助費の医療扶助費で4,000万円の減、21節貸付金は実績から高額療養費貸付金を1,000万円減じることなどが主な理由でございします。

7目社会福祉施設費は372万円の増ですが、13節委託料のいこいの家運営委託料を830万円増額しております。燃料費の高騰などのため、委託料を増額するものでございます。また、18節の備品購入費は、友部地域福祉センター改修に伴う備品購入費の精算により401万8,000円を減じるものでございます。

37ページ、9目後期高齢者医療制度費は1,050万円の減ですが、13節委託料で健康診断の受診者数の確定により健康診断検査委託料を300万9,000円減じ、28節繰出金で後期高齢者医療保険基盤安定繰出金を精算により732万3,000円減じるものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1,528万1,000円の減ですが、38ページにあります19節負担金補助及び交付金で、保育サービス支援事業補助金が制度改正に伴い1796万9,000円を減じたことによります。

2目児童手当費は、支給対象者の減から562万5,000円を減じるものでございます。

3目母子福祉費の2,506万7,000円の減は、20節扶助費、児童扶養手当の支給対象者の減から2,500万円を減じることによるものでございます。

3項生活保護費、1目生活保護総務費は5,638万6,000円の増ですが、23節償還金利子及び割引料、国庫金返納金が5,702万8,000円が大きな理由でございます。これは平成19年度の生活保護費国庫負担金の精算によるものでございます。

2目の扶助費5,665万円の増は、生活保護費受給者数の増に伴うものでございます。

40ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、健康診断や各種検診の受診者数の実績により1,018万2,000円を減じるものでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費393万円の減は、人件費のほか自家ごみ処理容器補助金の決算見込みにより150万円を減じることによるものでございます。

41ページの2目塵芥処理費3,787万1,000円の減は、大郷戸清掃センター跡地対策実施設計委託費の額が確定したため667万3,000円の減、ごみ指定袋作製委託料は1,374万1,000円の減、笠間・水戸環境組合負担金も額の確定に伴い1,745万7,000円を減じております。

4目エコフロンティアかさま対策費1,248万1,000円の減は、福田地区地域振興整備補助金を実績見込みによる1,200万円減じることによるものでございます。

42ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費504万1,000円の増は、国の補助事業である強い農業づくり交付金事業補助金を新たに計上することなどが増額の理由でございます。営農組合等が農業機械等を購入する際の補助でありまして、対象団体は、寺崎営農組合、友部地域集落営農組合、常陸秋そば研究会の3団体でございます。

6目農地費の3,907万4,000円の減の主なものは、13委託料で県営畑地帯総合整備事業の予定地である小原地区の埋蔵文化財調査委託料の額の確定により783万2,000円の減、19節負担金補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金652万5,000円の減など、額の確定

によるものでございます。

2 項林業費、1 目林業振興費119万8,000円の減は、間伐推進委員報酬を活動日数の減により112万円を減じたものによるものでございます。

44ページをごらんください。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費116万3,000円の増は、24節投資及び出資金で市町村中小企業金融制度にかかわる寄託金210万円を増額することが主なものでございます。

46ページをごらんください。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費398万4,000円の減は、17節公有財産購入費の額が確定したことにより222万円を減じることなどによります。

2 目道路維持費の150万円増は、早急に対応措置する必要がある道水路維持補修整備工事費の増額でございます。

3 目道路新設改良費は876万6,000円の減で、道路新設改良工事費での500万円の減など、いずれも額の確定によるものです。

47ページの5 目市幹線道路整備費8,519万7,000円の減は、いずれも額の確定によるものでございます。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費の1,612万1,000円の減は、次ページにある17節の北関東自動車道笠間パーキングエリア付近の公有財産購入費が、額の確定により444万8,000円減じることなどによります。

5 目公園費の129万5,000円の減は、笠間芸術の森公園の光熱水費にかかわる負担金を130万円精算により減じることによります。

6 目友部駅周辺整備事業費の7,039万4,000円の減は、額の確定によるものでございます。

7 目岩間駅周辺整備事業費の9,035万4,000円の減も、同様に、設計業務委託料で2,117万円減、岩間駅舎設計業務負担金1,740万円の減など、額の確定によるものでございます。

50ページをごらんください。

8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費の679万円の減は、退職消防団員報償金が支払額の確定により680万円減じることによるものでございます。

3 目消防施設費の121万8,000円の減は、一般会計から水道会計に負担する消火栓設置負担金の減によるものでございます。

51ページの9 款教育費、1 項教育総務費、2 項事務局費562万4,000円の減は、13節のバス運行委託料で350万円を減じることなどによるものです。

52ページをごらんください。

2 項小学校費の2 目教育振興費175万1,000円の減は、いずれも額の確定により遠距離通学費補助金で100万円減、関東全国大会出場補助金で40万円を減じております。

53ページの3 項中学校費、2 目教育振興費115万円の減も、額の確定によるもので、関

東全国大会出場補助金100万円減などによるものです。

3目学校建設費509万2,000円の減は、友部中学校大規模改造工事費の額の確定によるものです。

54ページをごらんください。

4項幼稚園費、1目幼稚園費の3,192万5,000円の減は、幼稚園就園奨励費補助金が国の補助単価の減により3,060万円減となることとなります。主なものがございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費の1,117万2,000円の減は、社会教育指導員報酬168万円の減や人件費によるものがございます。

55ページの2目公民館費618万7,000円の減は、13節委託料の施設に関する施設保守点検委託料等で252万4,000円の減や友部公民館空調設備工事費の額の確定により143万円を減じることなどが主なものがございます。

59ページをごらんください。

6項保健体育費の3目給食センター費384万9,000円の減は、給食センターの賄材料費で240万円減、給食配送業務委託料で104万9,000円を減じております。

11款公債費、1項公債費ですが、公債費の元利償還費の額の決算見込みにより、1目元金で900万円を、2目利子で300万円をそれぞれ減じております。

以上で、平成20年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第20号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ883万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億361万9,000円とするものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます

6ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

3款1項1目療養給付費等負担金215万2,000円の減は、歳出の保険給付費の減、3目特定健康診査等負担金の7万3,000円の減については、歳出の保健事業費の減によるものがございます。

3款2項1目財政調整交付金の37万3,000円の減についても、歳出の保険給付費の減によるものがございます。

4款1項1目療養給付費等交付金248万1,000円の増につきましては、歳出の退職被保険者等高額療養費の増によるものがございます。

6款1項2目特定健康診査等負担金7万3,000円の減につきましては、歳出の保健事業費の減によるものがございます。

7ページでございますが、2項1目財政調整交付金の25万円の減についても、歳出の保険給付費の減によるものでございます。

8款1項1目利子及び配当金8万7,000円の増につきましては、国民健康保険財政調整基金利子によるものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金813万5,000円の減につきましては、一般会計よりの繰入金の減によるものでございます。

11款4項1目の一般被保険者第三者納付金128万2,000円の増、2目退職被保険者等第三者納付金の29万3,000円の減及び5目雑入133万3,000円の減につきましては、本年度見込額及び不用額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、8ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費23万5,000円の増は、時間外勤務手当の増によるものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、3目一般被保険者療養費及び2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、歳出の変更に伴う財源の組み替えとなります。2目退職被保険者等高額療養費283万円の増につきましては、本年度の見込額の増によるものでございます。

9ページでございますが、3目一般被保険者高額介護合算療養費300万円及び4目の退職被保険者等高額介護合算療養費100万円の減につきましては、不用額を減したものでございます。

4項1目出産育児一時金1,700万円の減及び5項1目葬祭費350万円の減についても、不用額を減したものでございます。

7款1項1目特定健康診査等事業費919万5,000円の減は、時間外勤務手当102万1,000円の減及び特定健康診査委託料817万4,000円の減によるものでございます。

10ページをお開き願いたいと思います。

2項1目保健衛生普及費8万7,000円の減は、財政調整基金利子の充当による財源組替でございます。

10款1項1目予備費2,179万8,000円の増につきましては、歳入等の調整によるものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第21号 平成20年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入総額それぞれ139万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,591万7,000円とするものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願いたいと思います。

歳入の4款繰入金、1項1目一般会計繰入金については、139万7,000円を減額するもの
でございます。

次に、歳出をご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費としまして139万7,000円を減額するものでございます。
内容につきましては、レセプト点検、嘱託職員報酬とレセプト点検委託料の減額でござい
ます。

以上で、議案第21号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第22号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ751万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ5億5,144万7,000円とするものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願いたいと思います。

歳入の4款繰入金、1項1目一般会計繰入金751万7,000円の減額につきましては、事務
費繰入金19万4,000円の減額、保険基盤安定繰入金732万3,000円の減額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、1項1目徴収費としては、役務費で通信運搬費27万2,000円の増額、委託
料では収納システム委託料46万6,000円の減額です。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で
後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金732万3,000円の減額でございます。

以上で、議案第22号の説明を終わらせていただきます。

議長(市村博之君) 説明の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

なお、午後2時10分に再開いたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

議長(市村博之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長(岡野正三君) 議案第23号 平成20年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第
3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険給付費の確定等に基づきまして所要額を補正する
ものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,104万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,678万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細にて説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目介護給付費負担金3,540万円の減でございます。第1号被保険者の保険料でございます。

3款2項6目介護従事者処遇改善臨時特別交付金3,530万円の増でございます。

8ページをお開き願います。

4款1項1目介護給付費交付金6,200万円の減、5款1項1目介護給付費負担金2,960万1,000円の減でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金2,499万9,000円の減、2項2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金270万円の増でございます。

10ページの歳出の方をご説明させていただきます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費7,000万円の減、5目施設介護サービス給付費8,500万円の減でございます。

13ページをお開き願います。

5款1項1目及び2目でございますが、基金積立金を介護給付費準備基金積立金に組み替えるものでございます。

3目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金3,530万円の増、8款1項1目予備費3,900万1,000円の増額をいたしまして収支のバランスをとったものでございます。

続きまして、議案第24号 笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

これも同じように、介護サービス事業の確定によりまして所要額を補正するものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条でございますが、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,439万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金145万円の減でございます。

ページを返していただきまして、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費145万円の減額をするものでございます。これにつきましては、人件費の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第25号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,087万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,899万7,000円とするものでございます。

第2条では繰越明許費について、第3条では地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費、1款下水道費、2項下水道建設費、事業名下水道建設事業8,880万円を繰り越すものであります。

第3表では、地方債変更による減額補正でございます。起債の目的、公共下水道事業債、限度額4億4,670万円から限度額4億4,380万円に、借換分、限度額16億3,200万円から限度額16億960万円に減額するものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

歳入歳出補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入ですが、1款1項1目受益者分担金154万円の増は、下水道認可区域外から5件分の分担金を見込んでの増額でございます。

2項1目受益者負担金1,316万2,000円の増額は、猶予取り消し及び一括納付が多かったことにより増額するものでございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金310万円の増は、事業費確定見込みにより増額であります。

8ページをお開き願います。

6款2項1目下水道事業基金繰入金2,980万円の減は、事業費確定見込みにより減額するものでございます。

8款1項1目雑入2,656万4,000円の増は、消費税の確定による還付金及び工事請負費違約金をあわせて増額するものでございます。

9款1項1目下水道事業債2,530万円の減は、事業費確定見込みによるもので、下水道事業債借換分とあわせて減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

9ページをごらんください。

1款1項1目下水道総務費、27節公課費3,000万4,000円の減は、消費税納付額確定に伴う減額でございます。

2目下水道管理費、11節需用費205万円は電気料の増額、13節委託料200万円は汚泥処理委託料を減額するものでございます。

10ページをお開き願います。

2款公債費、1項1目元金3,006万6,000円の増額は、下水道事業債借換債分を含む長期債元金償還金の確定によるものでございます。

2目利子882万4,000円の減額は、長期債利子の確定によるものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

次に、議案第26号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ581万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億3,682万5,000円とするものであります。

歳入歳出補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項1目農業集落排水事業費分担金117万1,000円の増額の主なものは、北川根地区及び枝折川地区の新規加入者の分担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目農業集落排水使用料500万円増額は、当初予定していた使用料を上回る見込みによるものでございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,500万円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

6款諸収入、1項1目雑入301万4,000円の増額の主なものは、消費税還付金でございます。

6ページをごらんいただきたいと思えます。

歳出についてご説明申し上げます。

1款農業集落排水事業費、1項1目農業集落排水施設管理費558万円の減額の主なものは、13節委託料526万円の減額で、岩間地区では旧施設台帳管理システムを構築していたため委託内容見直しによるものでございます。

2項農業集落排水施設建設費、1目農業集落排水事業建設費58万5,000円の減額の主なものは、11節需用費の減額でございます。

3款予備費、1項1目予備費35万円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 17番町田征久君が着席いたしました。

保健衛生部長 仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第27号 平成20年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、12月の補正で予算化した国の第1次補正予算に伴う事業費が確定したことによるものと、年度末になり経費の精算的な補正額が確定したために行うものでございます。

第2条でございます。

収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、1款病院事業収益、1項医業費用を370万8,000円を減額し4億1,001万3,000円に、2項の医業外収益を42万3,000円減額し8,988万1,000円に、支出につきましては、1款病院事業費用、1項医業費用413万1,000円を減額し4億9,525万5,000円と補正するものでございます。

次に、第3条資本的収入及び支出でございますが、収入については、第1款資本的収入、第1項出資金を157万5,000円減額し2,151万円に、ページを返していただきまして、支出については、1款資本的支出、1項建設改良費を315万円減額し、917万2,000円と補正するものでございます。

補正内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出でございますが、収入では、1項2目1節外来収益を370万8,000円減額するものです。

次に、2項医業外収益、2目1節他会計負担金を42万3,000円減額するのは、経費の額が確定したために減額するものでございます。

次に、支出ですが、1項1目給与費は、金額がほぼ確定してまいりましたので、減額するものであります。

3目3節消耗品費につきましては、購入費が確定したために減額するものであります。

次に、ページを返していただき、10ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入及び支出ですが、収入は医療機器の購入に伴う繰り出し基準にする一般会計からの出資金ですが、購入額が確定しましたので減額するもので、支出についても購入額の確定による減額であります。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第28号から議案第30号までご説明申し上げます。

初めに、議案第28号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございますが、1款水道事業収益、623万3,000円減額し7億8,841万6,000円に、支出でございますが、1款水道事業費用、収入と同額の623万3,000円減額し7億8,841万6,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入、58万8,000円減額し6億198万3,000円に、ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、254万9,000円減額し8億647万5,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第4条の継続費でございますが、総額、年割額を次のように改めるものでございます。

補正前総額20億4,752万6,000円を補正後5億1,150万3,000円に、年割額は記載のとおりに改めるものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益、1項2目受託工事収益623万3,000円減額は、3節配水補償工事収益で、受託工事収益の確定見込みによるものでございます。

9ページをごらん願います。

支出でございますが、1款水道事業費用、1項2目配水及び給水費で154万2,000円の減額は、16節委託料で量水器交換、漏水調査委託料の確定によるものでございます。

3目受託工事費623万3,000円の減額の主なものは、16節委託料、33節補償工事費で委託料、工事費の確定見込みによるものでございます。

5目総係費517万円の減額は、16節委託料で水道事業認可申請業務委託の一部を次年度に発注することによるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費360万円の減額は、1節企業債利息で企業債の借りかえに伴う企業債利息の確定により減額するものでございます。

4項予備費、1目予備費1,031万2,000円の増額は、収支のバランスを図るものであります。

ページを返していただきまして、資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、3項1目一般会計負担金58万8,000円の減額は、1節一般会計負担金で消火栓設置負担金の確定によるものでございます。

11ページをごらん願います。

支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費159万8,000円の減額は、2節委託料で確定によるものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金260万6,000円の増額は、1節企業債償還金で企業債の借りかえの確定によるものでございます。

4項笠間拡張事業費、2目配水管布設費271万6,000円の減額は、2節委託料で確定によるものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第29号 平成20年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございますが、1款水道事業収益、1,121万1,000円減額し7億2,747万5,000円に、支出でございますが、1款水道事業費用、収入と同額の1,121万1,000円減額し7億2,747万5,000円に、それぞれ補正するものであります。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入、2,050万4,000円減額し4億1,420万2,000円に、ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、3,124万円減額し5億5,865万9,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第4条の企業債の限度額を次のとおり改めるものでございます。

起債の目的、建設改良費、限度額2,000万円を限度額ゼロ円に改めるものであります。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算予算明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益、1項2目受託工事収益2,012万1,000円の減額は、3節配水補償工事収益で、当初、下水道工事による水道管が支障となる見込みで布設替えの工事を予定してましたが、水道管が工事に影響しないため減額するものであります。

3目その他営業収益891万円の増額の主なものは、1節加入金でございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款水道事業費用、1項3目受託工事費2,012万円の減額は、収入で減しました受託工事収益の減額によるものでございます。

5目総係費の517万円の減額は、16節委託料で水道事業認可申請業務委託の一部を次年度に発注することによるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費260万円の減額は、1節企業債利息の確定により減額するものでございます。

4項予備費、1目予備費1,667万9,000円の増額は、収支のバランスを図るものでござい

ます。

9ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項1目企業債2,000万円の減額は、道路新設工事と同時施工を計画しましたが、次年度に新設工事に変更したことにより減額するものでございます。

3項他会計負担金、1目一般会計負担金50万4,000円の減額は、1節一般会計負担金で消火栓設置負担金の確定によるものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、1項2目施設改良費3,355万7,000円の減額は、工事請負費、委託料の確定によるものでございます。

2項企業債償還金231万7,000円の増額は、1節企業債償還金で企業債の借りかえの確定によるものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第30号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございますが、1款水道事業収益、878万1,000円減額し3億3,963万2,000円に、支出でございますが、1款水道事業費用、収入と同額の878万1,000円減額し3億3,963万2,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入、2,012万6,000円減額し8,330万円に、支出でございますが、1款資本的支出、1,536万9,000円減額し1億2,180万円に、それぞれ補正するものでございます。

ページを返していただきまして、第4条の企業債の限度額を次のとおり改めるものでございます。

起債の目的、建設改良費、限度額6,000万円を4,000万円に限度額を改めるものであります。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益、1項2目受託工事収益963万6,000円の減額は、3節配水補償工事収益で受託の工事の確定によるものであります。

3目その他営業収益85万5,000円の増額の主なものは、1節加入金でございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款水道事業費用、1項3目受

託工事費963万6,000円の減額は、受託工事費の確定によるものでございます。

5目総係費517万円の減額は、16節委託料で水道事業認可申請業務委託の一部を次年度に発注することによるものでございます。

4項予備費、1目予備費602万5,000円の増額は、収支のバランスを図るものであります。9ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項1目企業債2,000万円の減額は、起債借入額の確定によるものでございます。

3項他会計負担金、1目一般会計負担金12万6,000円の減額は、1節一般会計負担金で消火栓設置負担金の確定によるものであります。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、1項2目施設改良費1,536万9,000円の減額は、工事請負費、委託料の確定により減額するものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 議案第23号の笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）の歳入の部分で、「1款1項1目」介護負担金と申し上げましたが、「3款1項1目」の誤りですので、ご訂正いたします。

議長（市村博之君） 部長、もう1回、ゆっくりページと内容を言っただけですか。

福祉部長（岡野正三君） 議案第23号の平成20年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）の事項別明細書の7ページでございます。歳入の部分でございますが、「1款1項1目」の介護給付費負担金と申し上げましたが、「3款1項1目」の誤りでありますので、ご訂正いたします。

以上でございます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番大関久義君。

18番（大関久義君） 4点ほどお尋ねします。

まず、最初に、27ページ、一般会計です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の1節報酬の中で区長報酬、減額44万3,000円、明細をお願いします。

同じく、19節行政事務連絡交付金、これも同じ関連なんです、64万2,000円の減、これの明細をお願いします。

続きまして、36ページ、3目高齢者福祉費、13節、愛の定期便150万円の委託料の減、なぜ150万円の減になったのかご説明をいただきたい。

それから、37ページ、7目の18節備品購入費401万8,000円の減、備品購入費の減として

は少し大き過ぎるのじゃないかなと思うんですが、これらの説明を求めます。

最後に、49ページ、7目岩間駅周辺整備事業費、19節、岩間駅舎設計業務負担金、減額の1,740万円、大きいんですけども、なぜこのような大きな金額の減になっているのか、4点お尋ねします。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 27ページの区長報酬、並びに19節の行政事務交付金の連絡交付金についてご答弁申し上げます。

まず、区長報酬につきましては、319の区がございまして、内訳になりますけれども、平均報酬として3万円、それから1戸当たり800円で計算をいたしまして、総額で、数字については後でまたご答弁申し上げたいと思うんですが、44万3,000円減額になるというようなことでございます。

それから、行政事務連絡交付金につきましては、1世帯当たり1,000円で交付をしております。そういう計算上、64万2,000円の減額になるということでございます。

18番（大関久義君） 戸数が減ったのか、区に加入するのが。

総務部長（深澤悌二君） 当初の予定よりも、世帯数の減ということになるかと思えます。

18番（大関久義君） 数字を後で教えてください。

総務部長（深澤悌二君） はい。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 36ページの13節の委託料、愛の定期便の150万円の減でございますが、当初予算では597名分を見込んでおりました。実績といたしましては505名ということで、見込みまでには至らなかったということで減額をしたものでございます。

それと、次のページの備品購入費、18節の401万8,000円の減でございますが、これにつきましては、社会福祉協議会の2階の部分の改修工事費で、社会福祉協議会の方から2,000万円をいただいていた部分でございます。その中で、工事の中で備品購入等々の部分も一緒に整備できたということで減額したものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、私の方で、49ページの岩間駅周辺整備事業費の中の負担金補助及び交付金の中で1,740万円の減ということでございます。

これにつきましては、岩間駅の橋上駅舎の分の負担金でございまして、平成20年度で設計をやるべく進めておりましたところ、JRとの覚書の締結がおくれてしまったということでございます。理由につきましては、国交省とJRの方で、その駅舎に対するJRの負担金をもう少し増にしてもらいたいという申し入れの中で折り合いがつかないおくれてしまったと、そういうことでございまして、継続費の中でもうたっておりますように、20

年度でやるべきだったのが、21年と22年、2カ年度でこの駅の橋上化の設計をやると、そういうことになっております。

議長（市村博之君） 18番大関久義君。

18番（大関久義君） 総務部長の方からご答弁ありましたが、いわゆる区に加入している戸数が減ったための減なんではないでしょうか。だとすれば、後で結構ですので、数字をご提示いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、愛の定期便、36ページ、597名を見込んでおったのが505名、大分減になっておりますよね。この愛の定期便はどういう人が対象になっているのか、それで何でこれだけの減に、いわゆる見込みがこんなに落ち込んだのか、その理由をお聞かせいただきたい。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） この愛の定期便につきましては、おおむね65歳以上の独居老人の方に、見守りということで、安否確認ですか、そういうことで配布しているものでございます。そういう中では、年々高齢者がふえるということで、計画の中では、先ほど申し上げましたように597名を計画しておりましたが、現在505名ということで、150万円の減額をしたというものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 大関君、よろしいですか。

18番（大関久義君） はい。

議長（市村博之君） 18番大関久義君の質疑を終わります。

次に、6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 議案第19号、一般会計補正予算です。16ページ、13款の使用料及び手数料、ここの4目の土木使用料、市営住宅使用料、現年度分230万4,000円減額になっております。この原因、いわゆる空き家とか滞納が発生したとかそういった原因があるかと思えます。それから件数、これを教えてください。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） ただいまの土木使用料の中の住宅使用料の現年度分234万4,000円減の内訳というお話でございます。

これにつきましては、入居者の家賃といいますが、使用料につきましては、その人の所得によって金額が変わってくるわけでございます。当初見込んでおりました内容と実際に入っている方の所得の差が発生しましたので、その分が当然減になる。新年度に新たに入ってきた方の収入が、この数字からいきますと減額ですから、安い収入の方が多く入ったということになるかと思えます。

何名でどういう形かというのは、ちょっと調べないとわかりませんので後で。

6番（鈴木裕士君） わかりました。

議長（市村博之君） 次、ございますか。

16番横倉きんさん。

16番（横倉きん君） 議案第23号、介護保険特別会計補正予算の方の8ページです。支払基金交付金の1目介護給付費交付金、補正額で6,200万円減額補正になっております。その要因をお願いいたします。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 8ページの4款の介護給付費交付金6,200万円の減ということでございますが、これにつきましては、居宅介護サービス関係で、サービス利用者が当初計画で見込んでおりましたまでには至らなかったということで減額をしたものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 高齢者の介護認定されている方で利用している方の人数は、前年度と比べてどのような状況になっているか、お伺いします。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 前年度と比較すると、居宅介護の方では、1,004名で計画しておりましたところ962名ということで、介護給付者の利用が少なかったということで減額をしてございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 横倉きん君、よろしいですか。

16番（横倉きん君） 前年度と比べてどうなのかと思って。

議長（市村博之君） 質疑なので、提案内容から始めていますので、答弁の方は控えさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

3回目ということで、16番横倉きんさんの質問を終わりにします。

ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第6号）ないし議案第30号 平成20年度笠間市岩間水道事業補正予算（第3号）は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

最初に、議案第19号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成20年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成20年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第25号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成20年度笠間市市立病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成20年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、3時10分に再開します。

午後2時57分休憩

午後3時10分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 議案第31号 平成21年度笠間市一般会計予算
 - 議案第32号 平成21年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第33号 平成21年度笠間市老人保健特別会計予算
 - 議案第34号 平成21年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第35号 平成21年度笠間市介護保険特別会計予算
 - 議案第36号 平成21年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 - 議案第37号 平成21年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第38号 平成21年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第39号 平成21年度岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
 - 議案第40号 平成21年度笠間市立病院事業会計予算
 - 議案第41号 平成21年度笠間市笠間水道事業会計予算
 - 議案第42号 平成21年度笠間市友部水道事業会計予算
 - 議案第43号 平成21年度笠間市岩間水道事業会計予算
 - 議案第44号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計予算

議長（市村博之君） 日程第21、議案第31号 平成21年度笠間市一般会計予算ないし議案第44号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計予算の14件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第31号 平成21年度笠間市一般会計予算から議案第44号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計、特別会計8会計及び企業会計5会計の平成21年度の当初予算であります。

内容につきましては、各担当部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 続いて、担当部長から順に説明を願います。

総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 議案第31号 平成21年度笠間市一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算書並びに予算に関する参考資料に基づき説明申し上げます。

笠間市予算書の1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ266億200万円と定めるものでございます。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、継続費です。地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」によるものでございます。

第3条は、地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるものでございます。

第4条は、一時借入金です。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用でございます。

9ページをごらんください。

第2表継続費でございます。4款の衛生費、大郷戸清掃センター跡地対策事業が2億6,700万円、7款土木費では、岩間駅舎建設事業が4億9,700万円、岩間駅自由通路建設事業が5億3,270万円で、それぞれ21年度から22年度までの継続事業とするものでございます。

10ページをごらんください。

第3表地方債でございます。児童クラブ施設整備事業債から臨時財政対策債までの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載しております。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する参考資料に基づき説明いたします。

参考資料の4ページをごらんください。

予算の概要ですが、平成21年度一般会計の当初予算額は、歳入歳出総額266億200万円で、前年度と比較すると2億円の減で、0.7%の減となっております。また、繰上償還に伴う公債費8,386万5,000円を除いた実質予算額は、前年度比較で5,097万1,000円減の265億1,813万5,000円となります。実質は0.2%の減で、ほぼ昨年同様の予算額となっております。

主な歳入についてご説明申し上げます。

5ページの下段をごらんください。

市税でございますが、21年度予算額は91億9,415万1,000円で、歳入総額に占める割合は34.5%となっております。前年度と比較すると1億4,789万9,000円の減で、1.6%の減となっております。

6ページをごらんください。

地方交付税でございますが、21年度予算額は50億1,000万円を計上し、前年度と比較すると4,000万円の減で、0.8%の減となっております。合併後措置される特別交付税の包括算入の減などが要因となっております。

国、県の支出金ですが、21年度予算額は44億6,450万5,000円で、歳入総額に占める割合は16.8%となっております。前年度と比較すると、12.1%の増となっております。

教育費国庫補助金は、岩間中学校の整備や友部第二小学校屋内運動場の耐震化事業などに伴い1億2,093万3,000円の増、民生費国庫負担金は、障害者自立支援、生活保護、心身障害者更生医療の増に伴い9,413万9,000円の増が主なものの要因となっております。

市債につきましては、21年度の予算額は35億9,690万円で、歳入総額に占める割合は13.5%となっております。前年度と比較して2.6%の減となっております。

7ページをごらんください。

歳出でございますが、新市の一体感を醸成し合併効果を高めるための幹線道路整備、交通の利便性を高めるための駅周辺整備など、都市基盤整備を引き続き推進するとともに、「地域みんなで支えあう子育てのまち笠間」を目指した少子化対策、「クラフト田園都市『かさま』」を目指した農業対策に重点を置いた予算編成といたしております。

22ページをごらんください。

21年度各種事業の状況についてでございます。新規事業等及び内容を拡充した事業について、22ページから27ページにわたり、権限移譲事務12事業を含む95事業を掲載しております。28ページから41ページにかけては、款別の主な事業等、主な普通建設事業を掲載しております。

42ページをごらんください。

42ページから47ページにかけては、補助金交付団体の状況でございます。交付対象団体等は145件でございます。現在、補助金等検討委員会の答申を受けて、補助金の適正化を推進しているところでございます。今後とも、時代のニーズに合った事業で、行政目的に合致し公益上必要であると認められるものに対しては、予算の範囲内において補助金を交付し、目的を達成した事業所等に対しては、補助金を廃してまいります。

48ページは地方債の状況、50ページから52ページまでは基金の状況、53ページは一部事務組合等への負担状況でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第32号 平成21年度笠間市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

171ページをお開き願いたいと思います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億5,040万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を3億円と定めてございます。

第3条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

172ページをお開き願います。

歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳入予算の主なものは、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税24億6,066万4,000円は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分及び滞納繰越分を見込んでおります。

次に、2款使用料及び手数料120万円は、督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金17億7,130万円は、保険給付や高額医療費共同事業及び特定健康診査に対します国庫負担でございます。

2項国庫補助金4億6,056万6,000円は、保険給付費等に対する国庫補助でございます。

4款1項療養給付費等交付金2億9,833万3,000円は、退職被保険者に対する療養給付費交付金でございます。

5款1項前期高齢者交付金11億6,559万7,000円は、前期高齢者に対する交付金でございます。

6款県支出金、県負担金5,027万2,000円は、高額医療費共同事業及び特定健康診査に対します県負担でございます。2項県補助金3億5,432万9,000円は、保険給付に対する県補助でございます。

7款1項共同事業交付金8億9,489万1,000円は、高額医療共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

173ページをごらんいただきたいと思います。

9款繰入金、1項他会計繰入金5億2,623万3,000円は、一般会計より事務費繰り入れでございます。保険税軽減分の保険基盤安定繰入金を計上しております。

2項基金繰入金2,000万円は、国民健康保険、財政調整基金より繰り入れでございます。

続いて、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

174ページをお開き願います。

1款総務費1億7,476万1,000円は、主に人件費や事務費等に対するものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費46億2,951万1,000円は、一般被保険者及び退職被保険者に対します療養の給付費を計上してございます。同様に、2項高額療養諸費で4億5,600万円、3項移送費80万円、4項出産育児諸費5,928万円、5項葬祭諸費で1,080万円を計上しております。

3款1項後期高齢者支援金等に10億2,529万5,000円、4款1項前期高齢者納付金等138万2,000円、5款1項老人保健拠出金1億1,200万1,000円、6款1項介護納付金5億4,000万円、175ページをごらんいただきたいと思います。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金に9億3,994万2,000円を計上してあります。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費4,715万7,000円は、40歳以上75歳未満の被保険者に対します特定健康診査・特定保健指導事業費を計上しております。2項保健事業費2,219万円は、健康づくりの推進事業や国保の世帯表彰の費用でございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続いて、議案第33号 平成21年度笠間市老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

老人保健制度につきましては、昨年4月より後期高齢者医療制度へ移行されましたが、昨年3月までの診療に係る請求に対応するための予算計上でございます。

201ページをお開き願います。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ3,590万円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

202ページをお開き願います。

歳入の1款支払基金交付金は1,936万円を計上しております。

次に、2款国庫支出金は1,026万7,000円、3款県支出金256万7,000円、4款繰入金360万円で、いずれも医療費の総額に対しまして、支払基金、国、県、市がそれぞれの負担割合に応じて負担するものの収入でございます。

続きまして、支出予算の主なものについてご説明申し上げます。

203ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費は1項総務管理費13万8,000円、2款1項医療諸費に3,475万8,000円は、医療給付費、医療費支給費でございます。4款予備費で100万円を計上してございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

議案第34号 平成21年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

211ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,490万円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

212ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の主なものは、1款1項の後期高齢者保険料4億8,209万1,000円は、年金より直接天引きする特別徴収と納付書で納付する普通徴収及び滞納繰越分でございます。

次に、2款1項手数料29万2,000円は、督促手数料でございます。

続いて、4款1項他会計繰入金1億3,100万8,000円は、一般会計よりの事務費繰入金で

ございます。保険料軽減分の保険基盤安定繰入金を計上しております。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金で150万1,000円を計上しております。

続いて、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

213ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費で654万円、2款徴収費で459万8,000円、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金としまして6億216万円は、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料と後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金でございます。

3款2項償還金及び還付加算金で150万1,000円を計上しております。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 議案第35号 平成21年度笠間市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

221ページをお開き願います。

平成21年度笠間市介護保険特別会計予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ41億3,860万円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金でございます。一時借入金の借入額最高額は、保険事業勘定2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の流用についての規定でございます。

229ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項介護保険料7億7,416万6,000円でございますが、65歳以上の方の保険料で、介護給付費の20%分でございます。

3款1項国庫負担金6億7,332万5,000円でございますが、介護給付費の20%、施設分の15%でございます。

ページを返していただきまして、4款1項支払基金交付金11億6,589万5,000円でございますが、40歳から64歳の第2号被保険者の負担分で、介護給付費の30%分でございます。

7款1項一般会計繰入金6億3,193万1,000円、一般会計等の繰入金でございます。

ページを返していただきまして、7款2項基金繰入金2,100万1,000円のうち2,100万円につきましては、第1号被保険者の保険料軽減分の繰入金でございます。

歳出でございます。

234ページをお開き願います。

1款1項総務管理費1億4,465万7,000円でございますが、主に人件費及び補助金でございます。

ページを返していただきまして、2款1項介護サービス等諸費でございます。34億

4,084万6,000円でございますが、主に要介護者の在宅サービス、施設サービスにおける給付費でございます。

2項介護予防サービス等諸費1億8,394万3,000円でございますが、主に要支援者の在宅サービスの給付費でございます。

ページを返していただきまして、4款1項介護予防事業費2,741万6,000円、2項包括的支援事業・任意事業費、ページを返していただきまして5,469万1,000円でございますが、主に人件費及び扶助費でございます。

ページを返していただきまして、7款1項予備費660万円でございます。

続きまして、255ページをお開き願います。

議案第36号 平成21年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算でございます。介護サービスの事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,670万円と定めるものでございます。

2条につきましては、歳出予算の流用についての規定でございます。

内容につきましては、事項別明細によりご説明申し上げますので、260ページをお開き願います。

1款1項介護予防サービス費収入2,309万8,000円でございます。これは介護予防サービス計画作成に対するものでございます。

2款1項他会計繰入金360万円、一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございます。

1款1項総務管理費1,729万1,000円でございますが、人件費でございます。

2款1項介護予防サービス事業894万円でございますが、ケアプラン作成委託料でございます。

3款1項予備費46万9,000円でございますが、これは収支のバランスをとったものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第37号 平成21年度笠間市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の271ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を38億9,970万円と定めるものでございます。

第2条については地方債について、第3条では一時借入金の最高額を8億円と定めてございます。

第4条では、歳出予算の流用に関する規定でございます。

272ページをお開き願います。

歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

第1表の歳入ですが、1款分担金及び負担金、2項負担金6,371万9,000円は、受益者負担金等を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料4億8,687万3,000円につきましては、下水道使用料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金3億500万円につきましては、管渠設計委託料及び工事請負費等の国庫補助金でございます。

4款県支出金、1項県補助金1,150万円は、工事費及び下水道接続支援事業費県補助金でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金8億6,963万9,000円は、公債費に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

2項基金繰入金1億6,999万8,000円は、公共下水道事業基金積立金より繰り入れるものでございます。

273ページになりますが、9款市債、1項市債19億9,090万円は、借換債を含め公共下水道事業債及び資本費平準化債でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

274ページをお開き願います。

1款下水道費、1項下水道総務費4億2,014万6,000円は、業務関係費及び下水道施設の保守点検を初めとする維持管理費等を計上してございます。

2項下水道建設費8億7,229万8,000円は、管渠等を整備していくための設計委託料及び工事請負費を計上してございます。

2款公債費、1項公債費26億225万6,000円につきましては、借換債を含めた公共下水道事業の長期債元金及びその利子等でございます。

275ページをごらん願います。

第2表の地方債でございますが、起債の目的、公共下水道事業債4億7,880万円、借換分11億9,360万円、資本費平準化債3億1,850万円、合わせて19億9,090万円となるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第38号 平成21年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の299ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,060万円とするものであります。

第2条では地方債について、第3条では一時借入金の最高額は2億円と定めております。

第4条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

ページを返していただきまして、第1表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金1,360万1,000円は、友部北部地区の分担金でございます。

2款使用料及び手数料5,180万5,000円は、1項使用料5,165万5,000円が主なもので、排水使用料でございます。

3款県支出金、1項県補助金1億4,256万9,000円は、友部北部地区の県補助金及び市債償還金に充てるための交付金でございます。

5款繰入金、1項繰入金2億9,361万3,000円は、公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

8款市債、1項市債1億3,900万円は、友部北部地区農業集落排水事業に充てるための起債でございます。

301ページをごらんください。

歳出でございますが、1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水施設管理費8,223万1,000円の主なものは、役務費の汚泥くみ取り手数料、施設管理委託料でございます。

2項農業集落排水施設建設費3億2,654万1,000円の主なものは、友部北部地区農業集落排水事業の設計業務委託料、工事請負費、処理場用地取得のための公有財産購入費、農業集落排水事業基金積立金でございます。

2款公債費、1項公債費2億3,082万8,000円は、平成21年度に支払う市債の元金及び利子でございます。

ページを返していただきまして、第2表の地方債でございますが、起債の目的は農業集落排水事業、限度額1億3,900万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、議案第39号 平成21年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計の予算についてご説明を申し上げます。

321ページをお開きいただきたいと思います。

1条では、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,500万円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきましてご説明を申し上げたいと思います。

324ページをお開きいただきたいと思います。

まず、初めに歳入でございますけれども、1目一般会計繰入金の本年度の予算額1,500万円でございますが、これにつきましては一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出の主なものでございますけれども、1目の土地区画整理事業費1,490万円でございます。その中では、13節の委託料1,430万円、これは2.6ヘクタールの区画整理における換地設計などの設計業務の委託料ということになっております。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第40号 平成21年度笠間市立病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

329ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、業務の予定量は、年間患者数を入院は延べ5,475人、外来は延べとして2万3,618人を、1日平均では入院を15人、外来は98人を予定しております。

次に、営業的な部分をあらわす第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入では、1款病院事業収益4億7,909万8,000円を予定しており、1項医業収益4億1,298万1,000円は、入院収益及び外来収益が主なものです。2項医業外収益6,611万4,000円は、他会計補助金が主なものです。

次に、支出ですが、1款病院事業費用は、収入と同額の4億7,909万円でございます。1項医業費用4億7,517万円、給与費や薬などの材料費、または施設を運営するための経費及び減価償却費などが主なものでございます。2項医業外費用242万4,000円は、企業債の支払利息です。

次に、資本的な部分をあらわします第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額279万3,000円は、過年度分の損益勘定留保資金279万3,000円で補てんするものでございます。

収入は、1款資本的収入558万6,000円です。1項出資金558万4,000円は、企業債償還に対します一般会計からの出資金です。

次に、支出です。1款資本的支出は、837万9,000円でございます。2項企業債償還金837万7,000円は、企業債元金の償還金でございます。

ページを返していただきまして、330ページをごらんいただきたいと思います。

第5条一時借入金につきましては、限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費2億3,345万3,000円と交際費5万円とするものです。

次に、第7条他会計からの補助金では、他会計からこの会計が負担金補助金及び出資金を受ける金額を、収益的収入では保健衛生活動費に要する負担金600万円、企業債利子償還に要する負担金87万5,000円、病院運営費補助金6,355万8,000円、資本的収入では企業

償元金償還に要する出資金558万4,000円、国・県補助金2,000円と定めるものでございます。

次に、8条では、たな卸資産の購入限度額を1億4,064万6,000円と定めるものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

議長（市村博之君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第41号から議案第44号までご説明申し上げます。

初めに、議案第41号 平成21年度笠間市笠間水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の355ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款水道事業収益は7億3,480万円でございます。1項営業収益5億7,266万1,000円は、給水収益が主なものでございます。2項営業外収益1億6,213万6,000円は、他会計補助金が主なものでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は、収入と同額の7億3,480万円でございます。1項営業費用6億4,329万6,000円は、原水及び浄水費、総係費、減価償却費等が主なものでございます。2項営業外費用8,851万6,000円は、企業債借入利息の支払いが主なものでございます。4項予備費298万4,000円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入は3億1,183万4,000円でございます。1項企業債2億8,150万円は、繰上償還及び配水管布設に伴う企業債の借り入れでございます。2項他会計出資金1,727万4,000円は、一般会計出資金でございます。3項他会計負担金110万円は、消火栓設置に伴う一般会計負担金でございます。7項工事負担金1,196万円は、下水道工事費等の補償工事負担金でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的収入は、5億2,127万2,000円でございます。1項建設改良費7,266万5,000円は、施設改良費で、老朽管布設替え及び配水管布設工事費等が主なものでございます。2項企業債償還金4億4,262万4,000円は、繰上償還分を含む企業債元金の償還金でございます。4項笠間拡張事業費598万3,000円は、配水管布設工事費等が主なものでございます。

ページを返していただきまして、第5条の継続費の総額及び年割額は、次のとおり定めるものでございます。

1款資本的支出、4項笠間拡張事業費、第2期工事の総額は5億1,150万3,000円で、年

割額は起債のとおりとするものでございます。

第6条の企業債でございますが、起債の限度額は、建設改良費で1,930万円、建設改良費等借換分2億6,220万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

357ページをごらん願います。

第7条の一時借入金の限度額は、2億円と定めるものでございます。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費3,634万5,000円、交際費2万円とするものでございます。

第10条では、たな卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第42号 平成21年度笠間市友部水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の391ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款水道事業収益は7億5,220万円でございます。1項営業収益7億4,481万5,000円は、給水収益が主なものでございます。2項営業外収益738万2,000円は、下水道料金徴収委託料が主なものでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は、収入と同額の7億5,220万円でございます。1項営業費用6億8,603万8,000円は、原水及び浄水費、総係費、減価償却費等が主なものでございます。2項営業外費用5,786万8,000円は、企業債借入利息の支払いが主なものでございます。4項予備費829万円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入は7,868万7,000円でございます。1項企業債6,460万円は、繰上償還に伴う企業債の借り入れでございます。3項他会計負担金110万円は、消火栓設置に伴う一般会計負担金でございます。7項工事負担金1,298万7,000円は、下水道工事による補償工事負担金でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は2億8,731万4,000円でございます。1項建設改良費1億2,444万円は、施設改良費で、鉛給水管布設替え工事、配水管布設工事費等が主なものでございます。2項企業債償還金1億6,287万4,000円は、繰上償還分を含む企業債元金の償還金でございます。

ページを返していただきまして、第5条の企業債でございますが、起債の限度額は、建設改良費等借換分6,460万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条の一時借入金の限度額は、2億円と定めるものでございます。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費8,336万8,000円、交際費で2万円とするものでございます。

第9条では、たな卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第43号 平成21年度笠間市岩間水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の423ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款水道事業収益は3億5,360万円でございます。1項営業収益3億5,157万8,000円は、給水収益が主なものでございます。2項営業外収益201万9,000円は、下水道料金徴収委託料が主なものでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は、収入と同額の3億5,360万円でございます。1項営業費用3億1,954万5,000円は、原水及び浄水費、総係費、減価償却費等が主なものでございます。2項営業外費用2,748万2,000円は、企業債借入利息の支払いが主なものでございます。4項予備費656万9,000円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めのものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入は9,148万8,000円でございます。1項企業債7,730万円は、繰上償還による借りかえ、配水管布設に伴う企業債の借り入れでございます。3項他会計負担金110万円は、消火栓設置に伴う一般会計負担金でございます。7項工事負担金1,308万8,000円は、消火栓設置及び下水道工事等の補償工事負担金でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は1億7,508万9,000円でございます。1項建設改良費1億1,330万3,000円は、施設改良費で、配水管布設工事及び配水管布設替え工事費等が主なものでございます。2項企業債償還金6,178万6,000円は、繰上償還分を含める企業債元金の償還金でございます。

ページを返していただきまして、第5条の企業債であります。起債限度額は、建設改良費で4,000万円、建設改良費等借換分で3,730万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条の一時借入金の限度額は、1億円と定めるものでございます。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するも

ので、職員給与費3,886万3,000円、交際費2万円とするものでございます。

第9条では、たな卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第44号 平成21年度笠間市工業用水道事業についてご説明を申し上げます。

予算書の455ページをお開き願います。

第2条の業務予定量は、記載のとおり予定するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款工業用水道事業収益は3,490万円でございます。1項営業収益3,438万2,000円は、給水収益が主なものでございます。2項営業外収益51万8,000円は、受取利息でございます。

次に、支出でございますが、1款工業用水道事業費用は、収入と同額の3,490万円でございます。1項営業費用3,018万4,000円は、原水及び浄水費、総係費、減価償却費等でございます。2項営業外費用150万1,000円は、消費税及び地方消費税でございます。4項予備費321万1,000円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費853万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月5日に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午後4時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署名議員 常 井 好 美

署名議員 海老澤 勝 男